

上天草市過疎地域持続的発展計画 (素案) (令和３年度～令和７年度)

令和３年９月
熊本県上天草市

上天草市過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第８条第１項の規定に基づき定めた計画である。

目次

1	基本的な事項	1
(1)	市の概況	1
ア	市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要.....	1
イ	市における過疎の状況（人口等の動向、これまでの過疎法に基づくものを 含めた対策、現在の課題、今後の見通し）	3
ウ	産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要	3
(2)	人口及び産業の推移と動向	5
ア	人口の推移と動向	5
イ	産業.....	7
(3)	市の行財政の状況	8
ア	行政.....	8
イ	財政.....	8
ウ	施設整備水準等の現況と動向.....	11
(4)	地域の持続的発展の基本方針.....	11
ア	当市の目指す将来像.....	11
イ	当市の基本方針.....	12
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	13
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7)	計画期間	15
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	15
2	移住定住・地域間交流の促進、人材育成	16
【方針】		16
(1)	現況と問題点	16
(2)	その対策	16
(3)	計画	17
3	産業の振興.....	17
【方針】		17
(1)	現況と問題点	18
ア	基盤整備.....	18
イ	漁港施設.....	21

ウ	地場産業の振興	21
エ	企業誘致対策	22
オ	商業.....	23
カ	観光又はレクリエーション	24
キ	その他	25
	(2) その対策	25
ア	基盤整備.....	25
イ	漁港施設.....	27
ウ	地場産業の振興	27
エ	企業誘致対策	28
オ	商業.....	28
カ	観光又はレクリエーション	29
キ	その他	29
	(3) 計画	30
	(4) 産業振興促進事項	33
ア	産業振興促進区域及び振興すべき業種.....	33
イ	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	33
	(5) 公共施設等総合管理計画との整合	33
4	地域における情報化.....	34
	【方針】	34
	(1) 現況と問題点	34
	(2) その対策	35
	(3) 計画	35
5	交通施設の整備、交通手段の確保.....	36
	【方針】	36
	(1) 現況と問題点	36
ア	市道.....	36
イ	農道.....	37
ウ	林道.....	37

エ	交通の確保	38
(2)	その対策	38
ア	市道	38
イ	農道	40
ウ	林道	40
エ	交通の確保	40
(3)	計画	41
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	42
6	生活環境の整備	43
	【方針】	43
(1)	現況と問題点	44
ア	水道施設	44
イ	下水道処理施設	44
ウ	廃棄物処理施設	45
エ	火葬場	46
オ	消防施設	46
カ	公営住宅	47
(2)	その対策	47
ア	水道施設	47
イ	下水道処理施設	47
ウ	廃棄物処理施設	48
エ	火葬場	48
オ	消防施設	49
カ	公営住宅	49
(3)	計画	49
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	50
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	51
	【方針】	51

(1) 現況と問題点	52
ア 高齢者福祉施設	52
イ 児童福祉施設	52
ウ その他	52
(2) その対策	53
ア 高齢者福祉施設	53
イ 児童福祉施設	53
ウ その他	54
(3) 計画	55
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	57
8 医療の確保	57
【方針】	57
(1) 現況と問題点	57
診療施設	57
(2) その対策	59
診療施設	59
(3) 計画	59
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	60
9 教育の振興	60
【方針】	60
(1) 現況と問題点	60
ア 学校教育関連施設	60
イ 集会施設、体育施設等	62
(2) その対策	63
ア 学校教育関連施設	63
イ 集会施設、体育施設等	64
(3) 計画	64
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	66
10 集落の整備	67
【方針】	67
(1) 現況と問題点	67

(2) その対策	67
(3) 計画	68
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	68
1 1 地域文化の振興等	68
【方針】	68
(1) 現況と問題点	68
(2) その対策	69
(3) 計画	69
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	70
1 2 再生可能エネルギーの利用の推進	70
【方針】	70
(1) 現況と問題点	70
(2) その対策	70
(3) 計画	71
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	71
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	71

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

当市は、熊本県の中西部、有明海と八代海に面する天草地域の玄関口に位置し、北東は宇城市、西は天草市に接している。当市は、大矢野島、天草上島などの大小約68の島々で構成されており、東西は約15キロメートル、南北は約28キロメートルにわたり、総面積は126.94平方キロメートル（国土地理院資料参照）である。急峻な山ひだが海岸部まで迫っている地形が多く、平野部は少ない。

当市のほぼ全域が雲仙天草国立公園に含まれ、日本三大松島の一つにあげられる天草松島や龍ヶ岳・白嶽をはじめとする九州自然歩道（観海アルプス）などの景勝地を有している地域である。

また、西海型気候で年間平均気温が約16.9度、年間降水量が約2,247ミリメートル（平成27年松島観測所）、一部の地域においては無霜地帯を形成する等、年間を通して比較的温暖な気候を有している。

(イ) 歴史的条件

有明海と八代海に面している当市では、県内有数の装飾古墳が散在していることから、古くから海人（あまびと）が海の交通の要として支配していたと考えられる。

戦国時代頃の天草において、争乱が続き、世に称される「天草五人衆」の天草氏、志岐氏、上津浦氏、栖本氏及び大矢野氏が残った。

永禄9年（1566年）には、キリスト教が天草にもたらされ、キリシタン大名の小西行長が天草を治める頃には、天草において、キリスト教は全盛を迎えていた。関ヶ原の戦い後、小西行長が敗れると、江戸幕府は過酷な税の取立てとキリシタンの弾圧を開始した。過酷な取立てに耐えかねた領民は、寛永14年（1637年）に天草・島原の乱を起こしたが、幕府に制圧された。乱後、天草は江戸幕府の直轄地となり、10組86村

に区画され、富岡代官所で統轄した。これと同時に、行政機関として、各組に大庄屋、各村に庄屋、年寄、百姓代を設けた。

明治時代になると、天草は長崎府へ併合され、廃藩置県により八代県天草郡となり、明治6年には肥後国白川県（現在の熊本県）天草郡となった。その後、昭和28年（1953年）施行の町村合併促進法により2市13町となり、その後、いわゆる「平成の大合併」により平成16年3月31日に天草郡大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町の4町が合併して上天草市が発足し、現在に至っている。

（ウ）社会的条件

当市では、昭和41年に天草五橋が開通したことにより、九州本土と陸続きとなり、観光業をはじめとする各種産業の振興が図られた。

平成12年に天草空港が開港し、平成23年に九州新幹線が全線開業したことにより、広域交通の利便性が向上した。

また、平成14年及び平成30年には、熊本天草幹線道路（地域高規格道路）が一部供用開始したことで、熊本市と天草市とを90分で結ぶ構想が徐々にではあるが着実に進んでいることから、自動車交通による人の交流及び物流の円滑化が図られている

しかしながら、当市においては、まだ交通・通信体系の整備は不十分であり、特に国道266号線の一部である天草五橋は市民の生活環境の向上、産業の振興等に不可欠な生命線となっており、橋の老朽化や災害発生等による損傷は、交通・通信の遮断を招き、市民生活や経済活動に致命的な影響を与えるため、熊本天草幹線道路の全線開通をはじめとする交通・通信体系の整備が急務であるとともに、既存交通・通信施設の適切な維持管理が必須である。

離島である湯島において、島外への移動は海上交通に限られていることから、生活環境を維持するため、離島航路を維持していく必要がある。

（エ）経済的諸条件

当市における主な産業は、観光業及び農林水産業であり、観光業では、既存の観光施設や雲仙天草国立公園に指定されている自然景観や九州観海アルプスを活かした特色のある観光づくりが進められている。

一方、農林水産業において、農業では、当市が温暖多雨な気候であることから、果樹や花きの栽培が盛んに行われており、水産業では、くるまえ

びやたいの海面養殖業の効率化に注力しているが、いずれの業種においても、高齢化の進行が著しく、担い手の確保が課題となっている。

イ 市における過疎の状況（人口等の動向、これまでの過疎法に基づくものを含めた対策、現在の課題、今後の見通し）

当市の人口は、昭和35年国勢調査の51,439人をピークに年々減少の一途をたどり、特に昭和30年代後半から40年代にかけて、高度経済成長下における都市部への急激な人口流出が続き過疎化が起こった。昭和50年代以降には、人口減少の度合いは鈍化したものの、依然として若年層の流出は進み、平成27年国勢調査では27,006人となっている。

また、人口減少と併せて高齢化も進行しており、平成27年国勢調査では高齢化率が37.5パーセントであり、県内市町村平均28.8パーセントに対し、8.7ポイントも上回っている。

このような状況の中、当市は、合併以前の旧各町からこれまで過疎地域振興対策緊急措置法（昭和45年度～昭和54年度）、過疎地域振興特別措置法（昭和55年度～平成元年度）、過疎地域活性化特別措置法（平成2年度～平成11年度）及び過疎地域持続的発展特別措置法（平成12年度～令和2年度）の適用を受け、これらの法に基づく計画をはじめ、各種計画に基づき、産業の振興、交通・通信体系の整備、生活環境の整備、医療・福祉の向上、教育の振興等の各分野において様々な施策に取り組んできたところである。

しかしながら、依然として過疎化は進行しており、産業の衰退、地域の活力の低下は深刻なものとなっている。

このことから、新法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年度～令和12年度）に基づき、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上が実現できるよう計画を策定し、全力を挙げて取り組むことが重要である。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

（ア）産業構造の変化

当市の産業構造は、昭和35年国勢調査では第一次産業が全体の58.7パーセントを占め突出していたが、農林水産物等の価格低迷、産地間競

争の激化等、農業・漁業を取り巻く環境は厳しく、また、収益性の低さ、若年層の市外流出等による担い手不足や高齢化の問題を抱え、平成27年国勢調査では12.9パーセントまで落ち込んでいる。

一方、第三次産業が昭和35年国勢調査では30.0パーセントであったが、平成27年国勢調査では66.1パーセントにまで増加しており、これは昭和41年の天草五橋開通後、人の交流及び物流の円滑化が図られ、当市が有する地域資源を活用した観光業が盛んに行われるようになったことが要因の一つに考えられる。

(イ) 地域経済の経済的な立地特性

当市は、熊本県の中西部、有明海と八代海に面する天草地域の玄関口に位置し、ほぼ全域が雲仙天草国立公園に含まれ、豊かな自然環境と比較的温暖な気候がもたらす農林水産物に恵まれている。

他方、当市は、島しょ部を天草五橋で結ばれた極めて特殊な地形であることから、橋に非常な事態が起きたときには、市民生活や経済活動に致命的な影響を与えるおそれがある。

(ウ) 社会経済的発展の方向

当市では、社会・経済情勢及び産業構造の変化に伴う地域経済の低迷、若年層の市外への流出、少子高齢化等により、昭和35年以降急速に人口減少が続き、就業者人口も大きく減少した。特に、当市の基幹産業であった第一次産業就業者は、高齢化の進行及び他産業との所得格差を起因とした担い手不足により減少しており、今後もこの傾向は続いていくものと思われる。

その一方で、当市では、昭和41年の天草五橋の開通以降、基幹産業が第一産業からサービス業を中心とした第三次産業へと転換しており、第三次産業就業人口の就業人口全体に占める割合は年々大きくなっている。

当市では、道路交通網の整備及び九州新幹線の全線開業等により、人の交流及び物流の円滑化が図られ、市民の日常生活圏が拡大するとともに、経済活動も広域化が進んでいることから、地域経済の活性化に当たり、今後も第三次産業が主軸を担うことになる。このことから、当市では、豊富な農林水産物を活用した6次産業化を推進するなど、第一次産業から第三次産業を連携させた取組を行い、産業振興を促進していくことが必要である。

そのため、あらゆる面において大きな効果をもたらす高速交通・通信体系の早期整備が重要となっている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

当市の人口は、表 1-1 (1) で見られるように減少が続いており、昭和 35 年の 51,439 人に対し、平成 27 年には 27,006 人と 47.5 パーセント減少している。

年齢構成比率は、年少人口（0～14 歳）比率は昭和 35 年では 39.1 パーセントであったものが平成 27 年には 11.1 パーセントと大きく減少している。生産年齢人口（15～64 歳）比率は昭和 35 年が 52.9 パーセント、平成 27 年が 51.3 パーセントと微減している。一方、高齢者人口（65 歳以上）比率は昭和 35 年 8.1 パーセントから平成 27 年 37.5 パーセントへと大きく増加している。

今後もこの傾向は続いていくものと思われるため、当市では、将来において人口減少による過疎化の問題は今以上に深刻化することが予想されることから、この人口減少を抑制するための対策が急務である。

表 1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 51,439	人 41,541	% △19.3	人 38,316	% △7.8	人 32,502	% △15.2	人 27,006	% △16.9
0 歳～14 歳	20,089	10,960	△45.4	7,750	△29.3	4,605	△40.9	2,993	△35.0
15 歳～64 歳	27,186	25,292	△7.0	23,424	△7.4	17,993	△23.2	13,849	△23.0
うち 15 歳～29 歳 (a)	7,962	8,140	2.2	5,626	△29.3	3,732	△33.7	2,443	△34.5
65 歳以上 (b)	4,164	5,289	27.0	7,130	34.8	9,898	38.8	10,127	2.3
(a)/総数 若年者比率	% 18.0	% 19.2	-	% 14.7	-	% 11.5	-	% 9.0	-
(b)/総数 老年者比率	% 8.1	% 12.7	-	% 18.6	-	% 30.5	-	% 37.5	-

表 1-1 (2) 人口の見通し（平成 27 年 12 月作成上天草市人口ビジョン）

国立社会保障・人口問題研究所推計準拠

区分	年齢区分	2010		2015		2020		2025		2030		2035	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	0～14 歳	3,712 人	12.4%	3,012 人	11.0%	2,583 人	10.2%	2,195 人	9.5%	1,910 人	9.1%	1,727 人	9.0%
	15～64 歳	16,321 人	54.6%	14,340 人	52.2%	12,476 人	49.3%	10,831 人	46.8%	9,592 人	45.5%	8,448 人	44.2%
	65 歳以上	9,869 人	33.0%	10,135 人	36.9%	10,256 人	40.5%	10,133 人	43.8%	9,583 人	45.5%	8,936 人	46.8%
	合計	29,902 人		27,487 人		25,315 人		23,159 人		21,085 人		19,111 人	

区分	年齢区分	2040		2045		2050		2055		2060	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	0～14 歳	1,573 人	9.2%	1,410 人	9.2%	1,238 人	9.1%	1,071 人	8.9%	924 人	8.7%
	15～64 歳	7,454 人	43.4%	6,624 人	43.3%	5,944 人	43.9%	5,408 人	45.1%	4,850 人	45.7%
	65 歳以上	8,160 人	47.5%	7,275 人	47.5%	6,372 人	47.0%	5,514 人	46.0%	4,838 人	45.6%
	合計	17,187 人		15,309 人		13,554 人		11,993 人		10,612 人	

上天草市将来展望

区分	年齢区分	2010		2015		2020		2025		2030		2035	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	0～14 歳	3,712 人	12.4%	3,096 人	11.2%	2,806 人	11.0%	2,592 人	10.9%	2,436 人	11.1%	2,368 人	11.8%
	15～64 歳	16,321 人	54.6%	14,340 人	52.0%	12,529 人	48.9%	10,929 人	46.1%	9,796 人	44.8%	8,783 人	43.6%
	65 歳以上	9,869 人	33.0%	10,135 人	36.8%	10,276 人	40.1%	10,167 人	42.9%	9,624 人	44.0%	8,984 人	44.6%
	合計	29,902 人		27,571 人		25,611 人		23,688 人		21,856 人		20,135 人	

区分	年齢区分	2040		2045		2050		2055		2060	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	0～14 歳	2,322 人	12.6%	2,223 人	13.2%	2,076 人	13.6%	1,901 人	13.6%	1,757 人	13.8%
	15～64 歳	7,939 人	43.0%	7,282 人	43.2%	6,790 人	44.4%	6,461 人	46.3%	6,096 人	47.7%
	65 歳以上	8,219 人	44.5%	7,340 人	43.6%	6,443 人	42.1%	5,588 人	40.1%	4,916 人	38.5%
	合計	18,480 人		16,845 人		15,309 人		13,950 人		12,769 人	

イ 産業

当市の基幹産業は、昭和３５年当時は第一次産業であったが、農林水産物の価格低迷等の影響、また、昭和４１年の天草五橋開通を契機として、観光等のサービス業を中心とした第三次産業へ転換した。

産業別就業人口比率は表１－１（３）のとおり、第一次産業は昭和３５年には全体の５０パーセント以上を占めていたが、農林水産物の価格低迷、高齢化や担い手不足等により、就業者が大きく減少し、平成２７年には１２．９パーセントにまで低下している。第二次産業は、昭和５０年以降、当市への企業の進出等により雇用の場が増加したことから、就業人口比率が昭和３５年の１１．３パーセントから昭和５０年には２４．８パーセントに上昇し、平成２年には２９．８パーセントまで上昇したものの、その後は減少傾向にあり平成２７年には２１．０パーセントとなっている。第三次産業は、昭和３５年には３０．０パーセントだったが、天草五橋の開通に伴い、人の交流及び物流が円滑化したことで、観光等のサービス業への就業が大きく増加し、平成２７年には６６．１パーセントまで上昇している。

産業別総生産では、表１－１（４）のとおり第三次産業が総生産額全体の約８割を占めている。

当市においては、今後も観光業を中心とした第三次産業が基幹産業となり、就業については、前述のような傾向が続くものと考えられる。

表１－１（３）産業別人口の動向（国勢調査（分類不能人数除く））

区 分	昭和３５年	昭和５０年	平成２年	平成１７年	平成２７年
総 数	22,433 人	17,304 人	17,665 人	14,403 人	12,038 人
第一次産業 (就業人口比率)	13,180 人 (58.7%)	5,299 人 (30.6%)	3,757 人 (21.3%)	2,048 人 (14.2%)	1,558 人 (12.9%)
第二次産業 (就業人口比率)	2,528 人 (11.3%)	4,291 人 (24.8%)	5,269 人 (29.8%)	3,495 人 (24.3%)	2,526 人 (21.0%)
第三次産業 (就業人口比率)	6,725 人 (30.0%)	7,714 人 (44.6%)	8,639 人 (48.9%)	8,860 人 (61.5%)	7,954 人 (66.1%)

表１－１（４）産業別総生産

（単位：千円）

区分	産業別総生産			
	第一次産業	第二次産業	第三次産業	計
平成１７年度	3,884,202	10,093,470	65,448,353	79,426,024
平成２２年度	4,117,797	8,808,902	59,157,120	72,083,819
平成２７年度	5,810,958	7,933,109	54,530,138	68,274,206

（参考資料：熊本県市町村民経済計算）

(3) 市の行財政の状況

ア 行政

当市は、合併以降、分庁方式を採用し、大矢野町と松島町に本庁を、姫戸町と龍ヶ岳町に支所を設置し、市民に対する行政サービスの低下を招かないよう、行政運営を行ってきた。その中で、当市は、事務事業の見直し、組織改編、定員管理・給与の適正化、業務の民間委託等の行政改革を推進している。また、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、全庁一体となったデジタル化への取組を進めているところである。

このような中、過疎化・少子化の進行や、急激な社会・経済情勢等の変化により、市民の行政に対するニーズは高度・多様化しているため、地方行政のあり方も変革が必要であり、持続可能な発展目標への取組や、より合理的かつ効果的な行政運営が求められている。

このため、市民の視点に立って事務事業を選択し実施するとともに、地域や民間の活力と連携し役割分担を明確にして、協働によるまちづくりを推進していく必要がある。

イ 財政

当市は、合併前の各旧町時代における大規模事業の実施に伴う市債の増発により、多額の市債償還に迫られ、早期健全化団体への転落も危ぶまれる状況にあった。

そこで、この危機的状況から脱却するため、平成19年度に財政健全化計画（第1次リバイバルプラン：平成19～23年度）を策定し、人件費及び公債費等の削減に努め、平成24年度には、第2次財政計画（第2次リバイバルプラン：平成24～25年度）を策定し、引き続き財政健全化に努めた。その結果、平成22～25年度までの当初予算規模は150億円台、経常収支比率は85～91パーセント台で推移していた。

それ以降は、平成26年度に大規模な繰上償還を行うなどしたものの、平成30年度以降は、合併特例債の発行期限（令和5年度）を見据えた集中的な投資等により、当初予算規模は約180億円台、経常収支比率は90パーセント台半ばから後半と、それまでと比較し若干上昇した水準で推移している。

また、当市の歳入の約4割を占める地方交付税（普通交付税）について、令和元年度の一本算定化による減少に加え、令和3年度以降は、国勢

調査人口の減少による減が見込まれるため、これまで以上の財源不足が懸念される。

このような中、新型コロナウイルス感染症対策等により、令和2年度最終予算額は、23,892百万円と過去最大規模となり、その予算編成は財政調整基金の取り崩しにより行った。その結果、財政調整基金の残高は、630百万円減少した。（令和元年度末3,334百万円→令和2年度末2,703百万円。）

令和2年度に行った令和6年度までの財政シミュレーションでは、これまでどおり財源不足を財政調整基金で補填した場合、令和6年度には財政調整基金は枯渇する結果となった。

このため、当市では、財政規模に見合った予算（当初予算160億円台）にする必要があるが、限られた財源の重点的かつ効果的な活用により、予算の質を更に高める取組が必要である。具体的には、前述の懸念事項等を踏まえ、第4次財政計画（令和2年2月策定）に沿った以下の取組により健全な財政運営を堅持していく。

①主な歳出の見直し

- ・人件費：組織再編や業務分担の見直し等により削減に努める。
- ・普通建設事業費：毎年度作成する普通建設事業計画及び公共施設等総合管理計画アクションプランに沿った事業実施。
- ・補助費等：上天草市補助金ガイドラインに沿った見直しによる補助費等の縮小及び廃止。
- ・公債費：有利な地方債の適正な発行と償還期間の設定、期限までの平準化と実質公債費比率の縮減に努める。

②その他の見直し

- ・経常収支比率：令和5年度目標 95.0%
- ・実質公債費比率：令和5年度目標 15.0%

ふるさと納税の推進等による更なる自主財源の確保と依存財源の確実な確保（国庫補助制度等の積極的な活用、交付税措置のある有利な地方債の活用等）

直近の主な財政指標等の推移

（単位：百万円・％）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	16,205	17,471	16,847	18,912	17,965
歳出決算額	16,921	18,866	17,199	18,060	20,937

経常収支比率	88.7	96.5	95.3	94.8	97.7
自主財源比率(※1)	16.0	16.2	18.2	18.8	16.4
実質公債費比率	12.3	11.7	11.5	11.7	11.9
地方債現在高	17,042	17,632	16,769	16,795	17,810
義務的経費比率	49.5	43.5	48.0	45.2	37.6
財政調整基金残高	2,940	3,412	3,838	4,190	(※2)3,334

※1・・・自主財源比率：繰入金及び繰越金を除いて算出

※2・・・公共施設マネジメント基金（1,000百万円）への積立等による減

表1-2（1）市の財政状況（単位：千円）

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	18,267,454	18,005,668	21,558,074
一般財源	11,421,028	11,360,983	10,599,261
国庫支出金	2,589,170	1,931,432	2,193,481
都道府県支出金	1,372,888	1,107,426	1,147,569
地方債	1,486,318	1,670,724	3,214,008
うち過疎債	360,800	353,300	356,600
その他	1,398,050	1,935,103	4,403,755
歳出総額 B	17,047,936	16,921,023	20,937,094
義務的経費	7,972,473	8,370,643	7,868,840
投資的経費	2,576,286	1,317,108	4,155,496
うち普通建設事業	2,549,749	1,066,901	4,016,922
その他	6,499,177	7,233,272	4,895,836
過疎対策事業			
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,219,518	1,084,645	620,980
翌年度へ繰越すべき財源 D	210,904	147,938	174,535
実質収支 C-D	1,008,614	936,707	446,445
財政力指数	0.247	0.253	0.255
公債費負担比率	17.2	19.9	15.8
実質公債費比率	14.7	12.3	11.9
起債制限比率			
経常収支比率	85.2	88.7	97.7
将来負担比率	85.6	3.9	
地方債現在高	19,868,526	17,042,402	17,809,673

ウ 施設整備水準等の現況と動向

公共施設の整備水準等の現況は、表 1－2（2）のとおりである。

今後、平成 26 年 3 月に策定した「おどんたちが上天草・未来づくり計画～上天草市第 2 次総合計画～」(以下「第 2 次総合計画」という。)等に基づき、地域の特性、バランス、利便性等に十分配慮し、計画的に整備を進める。

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市道					
改良率 (%)	28.8	25.5	36.2	34.0	34.7
舗装率 (%)	66.9	83.1	86.8	88.9	89.2
農道					
延長 (m)				47,095	47,554
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	18.8	34.3	44.5	74.9	—
林道					
延長 (m)	1,723	15,267	18,436	20,594	20,594
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	0.2	2.0	2.4	2.7	—
水道普及率 (%)	84.3	93.3	92.3	88.3	91.6
污水处理人口普及率 (%)	0.0	0.0	15.6	41.5	55.1
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	2.0	2.8	3.2	3.2	7.4

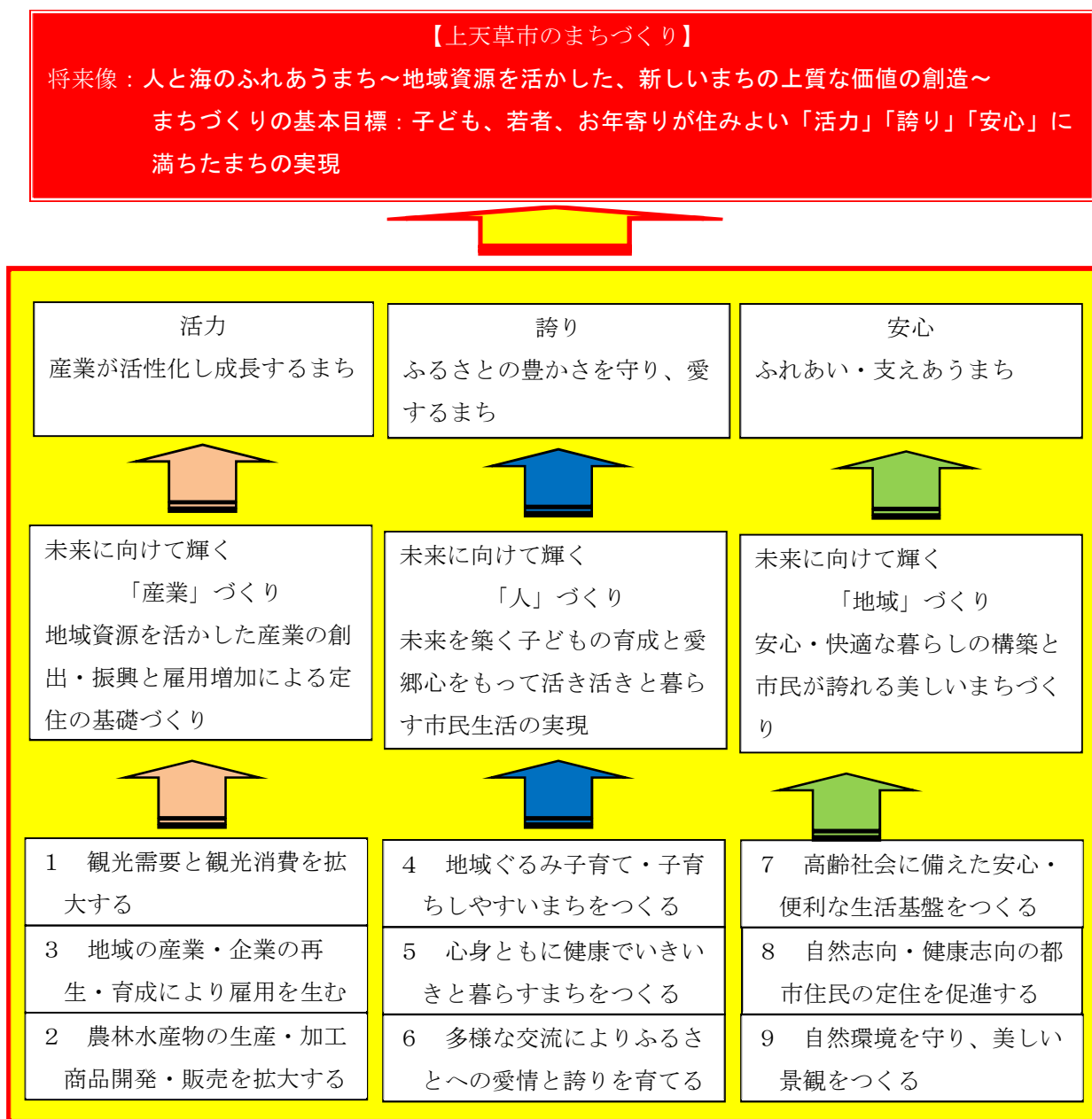
（4）地域の持続的発展の基本方針

ア 当市の目指す将来像

当市では、過疎地域対策関連法に基づく計画の実施により、産業の振興、交通・通信体系の整備を重点に施策を展開してきたところであるが、人口減少及び少子高齢化は進行しており、地域活力の低下だけでなく、労働、経済活動、社会保障などの社会全般にわたって大きな影響を与えるものと懸念される。

このような中、第 2 次総合計画では、「人と海のふれあうまち～地域資源を活かした、新しいまちの上質な価値の創造～」を将来像として掲げ、「子ども、若者、お年寄りが住みよい「活力」「誇り」「安心」に満ちたまちの実現」をまちづくりの基本目標とし、未来に向けて輝く、「産業」づくり、「人」

づくり及び「地域」づくりの3つをまちづくりの方針として定めて、これらの有機的な連携を図りながら、まちづくりを推進していくこととしている。



イ 当市の基本方針

当市では、熊本県過疎地域自立促進方針及び第2次総合計画を踏まえ、過疎地域の総合的・計画的な持続的発展を図るため、前計画に引き続き次の4つの「基本方針」を基に、国の各種施策や社会の潮流も見据えた対応を行いながら、行政と市民との協働によるまちづくりを推進していく。

(ア) 活力ある産業づくり

活力ある産業を創るためには、地域の特性を有効に活用することが重要である。当市が有する地域資源を最大限に活用し、上天草ブランドづくりに取組、広く県内外にPRするとともに、6次産業化の推進など、産業の振興を図る。

(イ) 安心・快適な生活環境づくり

全ての市民が安心・快適に生活できる環境は、私たちが健康でいきいきと暮らすためには必要である。子どもからお年寄りまで、皆で支え合う社会環境づくりを進めるとともに、地域活動を担う人材の確保及び育成等、NPO法人やボランティア団体等と連携して地域コミュニティ機能を持続させるための取組を推進していく。

(ウ) 機能的な社会基盤づくり

人・物の流れを創り出し交流を促進するためには、交通・通信体系の整備促進が必要不可欠である。また、当市の一体性を高めるため、道路などの交通体系の整備や情報化の推進など、機能的な社会基盤づくりに取り組んでいく。

(エ) 環境と共生のまちづくり

当市のほぼ全域が雲仙天草国立公園に含まれていることから分かりますとおり、当市には美しい海と山があつて、風光明媚な景観も多くあり、自然に恵まれた地域である。この美しい貴重な自然を守り次世代に引き継いでいくよう、まちづくりに当たっては、恵まれた自然環境と快適な生活環境を保全し、資源循環型社会の形成を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関しては、当市で平成27年12月に作成した「上天草市人口ビジョン」において、総人口の将来展望に示されている上天草市将来展望の人口を目標とし、令和7年末の総人口23,688人以上を目指す。

財政力に関しては、各計画等において財政力指数の目標値は計上していないが、平成24年度以降0.25で推移している。財政力指数の分子である

基準財政収入額の算定項目である納税義務者数（R 1：11,573人→R 2：11,480人。△93人。）や20歳以上の住民基本台帳人口数（R 1：23,407人→R 2：22,979人。△428人。）等は、人口が強く影響しているため、人口減少の緩和を図る移住促進事業等への効果的な予算措置を行い、財政力指数の維持を目指す。

また、地域の持続的発展の基本方針に基づき目標を設定する。

（ア） 活力ある産業づくり

目 標	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
就業者数（立地企業）（人）	593	643	693	743	793
新規就農者数（人）	2	2	2	2	2
事業所数（H28 経済センサス）（件）	1,582	1,587	1,592	1,597	1,602
企業立地数（件）	9	10	11	12	13

（イ） 安心・快適な生活環境づくり

目 標	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
移住者数（市が関与した者）（人）	58	62	66	70	74
地域おこし協力隊員新規導入数（人）	2	2	2	3	3
超高速ブロードバンドの新規加入世帯数（世帯）	400	400	400	400	400
電子申請可能業務数（件）	0	26	2	2	1
市民向けメディアリテラシー講習会の開催回数（回）	0	1	1	1	1
待機児童数（人）	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ等数（件）	10	10	10	10	10
特定健診の実施率（％）	50	55	60	60	60
住みやすいと思う市民の割合（％）	63.0	63.5	64.0	64.5	65.0
巡回診療など過疎地域の診療を支援する取組の実施状況（回）	200	200	200	200	200
地域医療に対する住民満足度（％）	42	45	45	46	47
小中学校数（校）	17	17	15	15	11
まちづくり事業推進助成金申請件数（件）	1	2	3	3	3

(ウ) 機能的な社会基盤づくり

目 標	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
農道橋保全対策計画の進捗率 (%)	100	—	—	—	—

(エ) 環境と共生のまちづくり

目 標	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
污水处理人口普及率 (%)	58.5	60.0	61.5	63.0	64.5
住宅用省エネルギー設備設置費補助金実績数 (件)	20	20	20	20	20

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、それぞれ設定した目標の達成度を1年度ごとに事後評価することとし、当該年度10月末までに当市ホームページに掲載する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

当市の公共施設等総合管理計画では、公共施設等（建築物及びインフラ施設）の老朽化、人口減少、少子高齢化等の問題を踏まえ、長期的な視点をもって公共施設等を効率的・計画的に管理・運営するため、基本方針を定めている。

本計画においても、公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進していくものとする。

2 移住定住・地域間交流の促進、人材育成

【方針】

当市において、地域の持続的発展には定住人口を維持・拡大させていくことが不可欠である。そのため、地域が必要とする人材を外から呼び込み、協働して地域づくりを行っていくために、積極的に移住定住施策を展開し、地域の活性化を図るものとする。

（１）現況と問題点

当市の人口は、昭和３５年国勢調査の５１，４３９人をピークに年々減少の一途をたどり、平成２７年国勢調査では２７，００６人となっている。

また、人口減少と併せて高齢化も進行しており、平成２７年国勢調査では高齢化率が３７．５パーセントであり、県内市町村平均２８．８パーセントに対し、８．７ポイントも上回り、県内市町村平均を上回るスピードで進んでいる。

人口減少及び少子高齢化の進行は、地域の活力の低下だけでなく、労働、経済活動、社会保障などの社会全般にわたって大きな影響を与えるものと懸念される。

このことから、移住定住促進のため、就業の場の確保・拡大、生活基盤の整備、ＵＪＩターン者の受入体制・環境等の整備を図ることが課題となっている。また、当市は、豊富な地域資源の優位性を有効に活用した地域づくりを推進することにより、地域の持続的発展を図ることが重要である。

（２）その対策

当市への移住定住を促進し、人口減少の緩和を図ることを目的に、住まいの支援、暮らしの支援、情報発信を移住促進事業として行う。住まいの支援として、空き家バンクの運用、空き家の環境整備に関する補助金の交付（空き家等利活用促進事業補助金）、移住お試し施設等の運用を行う。暮らしの支援として、移住相談アドバイザーによる移住検討者へのきめ細やかな相談対応、移住者への助成金（定住支援助成金）、移住者同士の交流する機会の創出等を行う。情報発信として、移住情報サイトによる情報提供、都市部で開催される移住相談会への参加、ワーケーションに関する情報提供等を行う。

また、交流人口と定住人口の中間概念である「関係人口」の創出拡大についても、将来の移住へ向けた裾野を広げるため、釣り等のマリンアクティビティ等当市の地域資源を活用することにより、取り組んでいく。

加えて、地域団体等と連携し、若者の定住促進やU J I ターン者の新たな受入れの場として、地域おこし協力隊の積極的な導入を図る。

(3) 計画

持続的发展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住定 住・地域間 交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地域持 続的发展特別事業			
	移住定住	移住定住促進事業	上天草市	

3 産業の振興

【方針】

当市の第一次産業は、昭和40年頃まで産業構造の中心となっていたが、農林水産物等の価格低迷、産地間競争の激化等、農業・漁業を取り巻く環境は厳しく、また、収益性の低さ、若年層の市外流出等による担い手不足や高齢化の問題を抱え、農林水産業の就業者数も減少し続けている。

このことから、今後、第一次産業の振興を図る上で、担い手の育成と経営力のある組織体制の強化を進めていくことが重要である。

農業においては、ソフト面では新規就農者や認定農業者の育成、担い手への農地の集積等を進めながら、効率的かつ安定的な農業経営を促し、機械化・省力化技術の導入、作業環境・就業条件の改善に資する事業を展開する。また、年々増加するイノシシ等の有害鳥獣対策に効果的な施策の展開が必要である。ハード面では、農道の舗装や橋りょうを含む道路構造物の老朽化対策が必要である。

林業においては、森林組合等の関係機関と連携し、担い手育成に取り組むとともに、間伐の推進や木材の利用拡大に資する事業を展開し、また、作業効率を確保するため、林道の適切な維持・管理を行うとともに、災害発生時には速

やかな補修・復旧を行う。加えて、森林病虫害・獣害、自然災害の防備、水資源の涵養に資する事業などを行うことにより、森林の保護保全を図る。

漁業においては、安心して漁業に従事でき、作業効率が向上するような漁港等の整備のほか、水産資源を確保するための放流事業などを展開するとともに、一層の経営安定化を図る。

1次産品においては、当市で生産された農林水産物を加工した商品開発及びこれらの商品の販売を促進し独自ブランドを確立させることで、市内における観光需要の拡大、市外への流通・販路の拡大と連動させた「売れる」生産体制・加工（製造）体制の拡大を図る。

地域の産業・企業の再生等については、企業誘致を推進しながら、商工業、海運業等、地域を支えてきた産業・企業の新たな可能性の創造に向けた経営を支援するとともに、市民が就労できるような支援体制の充実を図る。

観光及びレクリエーションについては、多様化する旅行ニーズに対応すべく、官・民が一体となってキリシタン文化や自然環境を活用した取組を推進するとともに、ハード・ソフトの両面から新しい観光コンテンツの開発、受入体制の整備及び魅力あるイベント等を開催することで、顧客満足度の向上を図り、リピート客の獲得につなげ、地域経済の振興を図る。また、旅行先として選ばれる地域となるため市観光ブランディングの浸透を推進し、国内外に広く周知を行う。インバウンド誘致については東アジアを中心に継続したプロモーションの実施と観光施設等の受け入れ態勢の強化を図る。

また、新型コロナウイルス感染症や災害等により疲弊した観光需要を回復するためにも、観光拠点として重点的に開発を進めている前島及び宮津地区に加えて、特に過疎化著しい姫戸・龍ヶ岳地区の観光振興を進めていく。

産業の振興施策については、熊本県及び近隣市町村と連携して進めていく。

（１）現況と問題点

ア 基盤整備

（ア）農業

当市は、温暖な気象条件に恵まれているものの、地形の大部分が急峻な山ひだが海岸線まで迫り、全体的に平坦地が少ない地域である。その中で、大矢野地区は比較的傾斜の緩やかな丘陵地が多く、花き、果樹等の栽培や畜産が行われているほか、河川沿いの平地や海岸線の河口部では市街地や農地が広がっている。松島地区では、合津川、今泉川、教良木川の流域に沿って水田が連なり、早期米の生産が盛んであるほか、阿村干拓地で小麦

の栽培が行われている。姫戸地区は傾斜地が多い地域で、少ない平地を利用した水稻や、傾斜地では果樹が栽培され、龍ヶ岳地区も傾斜地が多い地域で、一部の地域では棚田での水稻が行われている。

当市の農家数は、普通畑作を中心に小規模零細農家が多く、昭和50年は4,311戸であったが、狭小不整形の農地が多く作業の効率が悪いこと、イノシシ等の有害鳥獣による農作物への被害が増加したこと、高齢化の進行に伴い離農者が増加したこと等により、平成27年では894戸となり、昭和50年と比較すると79.2パーセントも減少している。

農業者が減少した一方、農地の基盤整備による作業の効率化、農業の機械化等による省力化、耕作規模の拡大に取り組む農業者の出現で、平成17年では専業農家は224戸であったのに対し、平成27年では207戸と微減で横ばい傾向となっている。

現在も、農業を取り巻く環境は厳しい情勢であることから、農業者の安定経営を進めるため、農業者の経営目標を定め合理化を図るとともに農地の集積、農業機械及び施設等の適正規模化を促進するとともに、消費者ニーズに即した高品質で安全性の高い農産物の生産を行っていく農業振興策が必要である。

また、市内にある組合等が鮮度の良い果樹・野菜を安定出荷するための集出荷貯蔵施設整備などに対し、国庫補助を活用した施設整備支援を推進するなど、農業者の所得向上を図る必要がある。

農業施設面については、農道及び橋りょうの老朽施設の増加、温暖化に起因する海面の上昇等の自然環境の変化や近年の集中豪雨等に加え、排水機場等の施設の老朽化により機能が低下しており、農用地に甚大な被害をもたらすおそれが高まっていることから、その対策は急務である。

農家戸数の推移

(単位：戸・%)

年度	総農家戸数	販売農家	専業農家	第1種兼業	第2種兼業	増減率 (総農家数)
S40	6,167		712	1,551	3,904	
S45	5,230		601	938	3,691	△15.2
S50	4,311		543	459	3,309	△17.6
S55	3,764		548	302	2,914	△12.7
S60	3,262		569	255	2,438	△13.3
H2	2,222		452	221	1,549	△31.9
H7	1,809		390	159	1,260	△18.6
H12	1,498	811	206	127	478	△17.2
H17	1,205	649	224	104	321	△19.6
H22	1,099	553	230	63	260	△8.8
H27	894	429	207	48	174	△18.7

(出典：農林業センサス)

農業協同組合員数の推移

(単位：人)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2
大矢野町	2,133	1,989	1,957	1,951	1,920	1,881
松島町	1,293	1,268	1,243	1,227	1,193	1,156
姫戸町	877	826	794	780	777	762
龍ヶ岳町	1,172	1,158	1,127	1,110	1,093	1,079
計	5,475	5,241	5,121	5,068	4,983	4,878

(イ) 林業

当市の林野面積は7,605ヘクタールで、林野率が59.9パーセントと高く、そのうち私有林が86.0パーセントを占めている。私有林は、ひのき林などの人工林が手入れ不足により、雑木林化しているが、公有林は、保育、間伐、衛生伐等を計画的に実施し、維持管理に努めている。

今後は、森林の管理・経営のため、森林組合等の関係機関と連携し、林地の特性を活用した自然環境の保全、水資源の涵養、山腹崩壊の防備を計画的に実施するとともに、林道の適切な維持管理を行う必要がある。

(ウ) 水産業

当市の水産業について、海面養殖については、くるまえび、たい類の養殖が盛んである。特に、全国でも有数の生産量を誇るくるまえびについては、過去にウイルスの感染による被害を教訓に養殖マニュアルを作成し、適切な管理により生産量を維持している。しかしながら、ぶり、ふぐ類については、頻発する赤潮の影響を受け、養殖魚のへい死が発生し、生産量が伸び悩んでいる。

漁業生産額は、漁船の大型化に伴い、作業の効率性が図られ、広域に操業活動を展開しているものの、水産資源の減少や漁場環境の悪化等により漁獲量が減少し、加えて魚価等も低迷していることから、減少傾向にある。

また、漁業協働組合員数は、平成26年と平成31年を比較すると、1,072人から951人に減少しており、その減少率は10.3パーセントである。水産業について、後継者不足により、漁業従事者の高齢化が急速に進行している。

主要魚種別海面漁業及び養殖業生産量の推移

(単位：トン)

区分	漁獲量	まぐろ類	いわし類	あじ類	ぶり類	このしろ	たい類	えび類	ふぐ類
H26	6,503	0	568	165	97	592	3,939	97	187
H27	6,955	0	533	164	96	623	3,846	91	137
H28	6,912	0	525	161	101	602	3,975	130	134
H29	6,955	0	533	164	99	623	3,946	91	137
H30	7,093	0	514	189	101	639	4,027	93	152
H31	6,923	0	666	154	87	827	3,383	85	126

(参考資料：港勢調査)

漁業協同組合員数の推移

(単位：人)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H31
大矢野町	654	667	667	631	599	594
松島町	138	129	129	133	132	133
姫戸町	63	60	60	57	54	48
龍ヶ岳町	217	204	207	193	187	176
計	1,072	1,060	1,063	1,014	972	951

(参考資料：港勢調査)

イ 漁港施設

当市には、熊本県の管理を含め18の漁港が存在する。当市を囲む有明海及び八代海は、他海と比較すると干満差（4.5メートル）が大きく、同海では漁獲物の陸揚げ作業及び干潮時における漁港使用に支障を来している。このことの解消に当たり、当市では第2次及び第3次漁港漁場整備長期計画を策定・実施し、平成13年度からは漁港・漁場・漁村を一体的に整備することとし、水産基盤整備事業を実施してきたところである。

また、漁港施設及び海岸保全施設の老朽化が進行し、更新・改修を必要とする施設が増加している。

ウ 地場産業の振興

当市の地場産業は、ほとんどが中小・零細事業者であり、設備の更新、人員確保、後継者不足等様々な課題を抱えている。

事業者それぞれの抱える課題に寄り添えるよう、商工会や地元金融機関と連携した地場産業の育成、振興の仕組みが必要である。海運業は基幹産

業の一つであるが、大企業との労働条件の格差等で船員の確保に苦慮しており、担い手不足、船員の高齢化が深刻な課題となっている。

当市は、通年高品質の農林水産物が生産、水揚げされているが、少量多品目であることから市場認知度が低い。このため、付加価値の高い加工品を開発し、市独自のブランド力を高めていくことが必要である。

民間事業者の6次産業化への機運が高まっているものの、安定した販路が確保できていないことから、加工品開発が低調である。上天草市農林水産物ブランド推進協議会を設置し民間事業者に対し加工品開発等をサポートし、ブランド認証制度を設け、認証マーク等で他商品との差別化を図り、販売促進に努めている。今後も農商工連携や6次産業化を進め、地域内の産業が連携して地場産業の振興を図る必要がある。

上天草市ブランド認証品認定実績

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認証件数	20件	0件	—

(※新認証制度導入後の件数実績)

エ 企業誘致対策

当市では、平成21年に創設した市独自の企業進出、立地に対する優遇措置と地道な企業訪問が実を結び、8つの企業が市内へ進出しており、一定の成果が認められるところである。

さらなる企業誘致のためには、誘致への好条件となる交通アクセスの改善や誘致場所の確保等の土台づくりが必要である。

また、今後は当市の強みである高品質な農林水産物を活用できる「食」に関連する企業の誘致を促進するなど、当市の特長を生かした展開が必要である。

誘致企業一覧
九州ワコール製造(株)熊本工場、(株)日本冷熱、天草池田電機(株) ヤマハ天草製造(株)、公進ケミカル(株)天草工場、(株)マルチコンポジット ユニテクノ(株)天草事業所、(株)天草魁水産

オ 商業

当市の商業は、平成２８年は卸売業５８店、小売業３３６店、総数で３９４店となっており、平成２４年と比較すると、卸売業は微増しているものの、小売業は減少している状況である。販売額においては過去４年間で約１０億円増加しており、国内の景気が緩やかな回復基調であることがうかがえる。今後も、上天草市商工会と連携し、商工業者の経営基盤強化を図るとともに、新たな事業展開や新分野への進出に向けたスキルアップを図り、店舗数及び売上の増加を図っていく必要がある。

また、商業地のあり方については、平成２３年の九州新幹線全線開業や地域観光列車「Ａ列車で行こう」の運行、平成３０年の高規格道路「天城橋（天草五橋新１号橋）」開通など外的要因の影響を受け、交流人口が増加傾向にあることから、商工業者は新たな取組を模索し、経済の活性化につなげる必要がある。併せて、令和３年度には官民共同で行っている商業施設の松島町前島地区総合開発事業に一定の目途がつくことから、これを契機とした商業地の活性化に向けた商品開発やイベント開催などの取組を行う必要がある。加えて、多様化している悪質商法等の消費者問題の解決に向けて、消費者行政を充実させる必要がある。

商業の推移

区分 \ 年度		平成２４年度	平成２８年度
卸売業	商店数（店）	50	58
	従業者数（人）	345	209
	販売額（百万円／年）	4,756	5,304
小売業	商店数（店）	345	336
	従業者数（人）	1,328	1,571
	販売額（百万円／年）	20,101	20,619
総計	商店数（店）	395	394
	従業者数（人）	1,525	1,780
	販売額（百万円／年）	24,857	25,923

（参考資料：Ｈ２８経済センサス活動調査（商店数・従業員数））

（参考資料：Ｈ２６商業統計第３巻産業編（販売額））

カ 観光又はレクリエーション

観光については、隣接市において平成２７年に三角西港が、平成３０年には天草崎津集落が世界文化遺産に登録されたこと、また、九州新幹線をはじめとする公共交通機関の充実などの外的要因もあり、年々観光客は増加傾向にある。また、体験型観光の需要が高まっていることから、トレッキングやサイクリングといった自然環境を活かしたアクティビティも本市の強みとして取組を強化しているところである。

しかし、既存の観光施設においては全体的に老朽化が進んでいることから、継続した改修に加え新しい観光コンテンツの開発が必要である。特に観光コンテンツが比較的多い大矢野地区、松島地区に観光客が集中しており、過疎化が進む姫戸地区、龍ヶ岳地区には集客できるコンテンツが少ない。

また、平成３０年度には上天草市観光ブランディング計画を策定し、選ばれる観光地イメージを定着させるための取組を強化しているところではあるが、定着に至っていない状況である。

そのような中、新型コロナウイルス感染症が拡大したことで観光客が激減するなど本市の観光業は大きなダメージを受けた。また、インバウンドにおいても外国からの入国制限等により入込は皆無になるなど状況はひっ迫しており早急な対策が必要である。

令和３年は天草四郎生誕４００年を迎えることから、これを契機とした観光の回復及び活性化に向けたプロモーションや誘客イベントの開催など、新型コロナウイルス感染症の感染状況に合わせての取組を強化する必要がある。

上天草市の観光入込客数の推移

(単位：人)

項目	日帰客数			宿泊客数			入込客数		
	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計
H26	586,501	530,216	1,116,717	97,596	129,586	227,182	684,097	659,802	1,343,899
H27	729,738	447,955	1,177,693	102,594	143,193	245,787	832,332	591,148	1,423,480
H28	868,330	423,802	1,292,132	126,685	170,558	297,243	995,015	594,360	1,589,375
H29	919,752	471,950	1,391,702	114,168	125,667	239,835	1,033,920	597,617	1,631,537
H30	1,151,743	450,531	1,602,274	115,170	149,989	265,159	1,266,913	600,520	1,867,433
H31 (R1)	1,117,324	516,356	1,633,680	127,839	140,733	268,572	1,245,163	657,089	1,902,250

(参考資料：観光統計)

キ その他

当市には、熊本県が管理する三角港（登立地区、岩谷地区）、合津港、姫戸港と、上天草市が管理する上天草港（柳区など10港区）の港湾がある。これらの港湾は、人の流れや物流の拠点として、また、区域内の海岸保全施設においては、国土保全や台風、高潮などの自然災害などから背後集落住民の生命財産を防護するために重要な役割を果たしてきた。しかしながら、これらの港湾においては、施設の老朽化の進行が著しく、港及び海岸保全施設としての機能が不十分であるため、港湾整備及び海岸保全施設の維持補修を行い、機能充実に努める必要がある。

（２）その対策

ア 基盤整備

（ア）農業

当市は、農地の有効活用を図るため、中山間地域総合整備事業や基盤整備事業によりほ場整備を実施し、農業の効率化を推進するとともに、農業経営基盤強化促進法に基づき市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に沿って、新規就農者や認定農業者の育成、担い手への農地の集積等を進めながら、農業者の効率的かつ安定的な農業経営を促し、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改善、就業条件の改善を促進するとともに、多様に事業を展開することで、将来にわたり安全・安心な食料の安定供給に結び付ける。

中山間地は、流域の上部に位置することから水資源の涵養、洪水防止機能等の多面的な機能を有しており、下流域の住民の生命と財産、豊かな暮らしが守られている。しかし、中山間地では、高齢化が進み、平地に比べ自然的・経済的・社会的に不利なことから担い手の減少、耕作放棄地の増加により、多面的な機能が低下し、地域社会にとって大きな経済的損失が懸念されることから、農業生産の維持を図りながら、中山間地の持つ多面的な機能を確保するために中山間地域等直接支払事業を実施していく。近年増加傾向にあるイノシシ等の有害鳥獣対策として、猟友会と連携し、捕獲・駆除や電柵等を行い、農作物被害の縮小を図る。

また、農道における舗装及び構造物、橋りょうの老朽化に伴う修繕等の対策を国・県の各種補助事業活用により実施するとともに、一定要件農道以外の未舗装農道については、単独耕地事業により舗装率の向上や不整形狭小農道の改良を推進していく。集中豪雨等による自然災害を未然に

防止するため、排水機場や農地海岸等の施設の整備状況や利用状況等を把握し、その施設の状況に応じた整備及び保全を総合的に実施することが必要である。

畜産分野では、黒牛のブランド化、乳牛巡回検診、人工受精、ヘルパー事業等及び機械等の導入による経営の安定・省力化に取り組む。

農業者、農業協同組合等関係団体、県等関係機関との連携を密にしながら農業所得の増大と農業経営の安定を図り消費者ニーズの多様化に対応した有機農業の推進、高品質な作物を追求し、販路拡大と合わせ高付加価値型農業振興を推進する。併せて、今後は都市と農村の交流への取組も強化・追求していく。

(イ) 林業

林業活動について、森林の持つ木材生産機能、自然環境の保全、水資源の涵養、保健・休養、土砂崩壊の防止等の多面的機能を発揮させることにより、市民生活に大きく寄与することから、間伐・下刈り等の森林を良好な状態に保全するための対策を講ずる。松くい虫等森林病虫害対策としては、森林組合等と協同して薬剤散布、伐倒駆除など徹底的な駆除に努める。併せて、基盤施設としての林道の適切な維持管理・補修による経営の合理化を図るとともに、森林組合等の関係団体と連携し、担い手の育成・確保に努める。

(ウ) 水産業

水産業の振興に当たり、海面漁業について、まだい、ひらめ、くるまえば等の種苗の放流事業を最も効果的な放流時期に実施し、放流場所周辺では、放流直後の種苗の採捕を規制するなどの対策を講ずる。

まだい、くるまえばの養殖等の海面養殖については、赤潮、ウイルス等の発生による被害を抑制するため、漁業協同組合等の関係団体と生産者が一体となって、必要な対策を講ずる。

また、当市は、漁業協同組合と連携して、後継者の育成・確保に努めるとともに、高鮮度・高品質を追求した水産物の商品化及びブランド化を推進する。

イ 漁港施設

漁港施設の整備について、漁港・漁場の一体的な整備を図るため、施設台帳の整備、施設利用計画等の策定又は見直しを行いながら、引き続き水産基盤整備事業を実施する。

また、施設の維持管理については、機能診断をした上で水産物供給基盤機能保全計画及び海岸堤防等老朽化対策（長寿命化計画）を策定し、施設を計画的に補修・更新していくことで、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮小を図る。

漁港関連施設においても更新時期を迎えている施設が多く、通常の適切な維持管理はもとより、予防保全及び長寿命化の考えのもと、それぞれの施設に対し必要な時期に適切なメニューで改修を実施する。

ウ 地場産業の振興

地場産業の振興に当たり、当市は、民間事業者が行う設備投資等に対し、その投資額及び雇用人数に応じた支援を行うとともに、民間事業者に対し、上天草市中小企業・商工業設備投資資金利子補給補助金制度等を活用した設備投資を促進する。また、国や熊本県、中小企業基盤整備機構、ジェトロ等が実施する支援制度に関する情報収集・発信を行い、側面からも民間事業者を支援する。

当市は、新規船員の確保・育成を目的に設立した上天草市海運業次世代人材育成推進協議会の活動及び海運振興のための6つの補助事業を継続し、安定的な船員の確保により海運業の振興を図っていく。これと併せて、海運業に関する情報について宣伝・広報を強化し、担い手の確保に努める。

また、行政や農業協同組合、漁業協同組合、商工会等の経済団体で構成された上天草市農林水産物ブランド推進協議会が市内民間事業者に助言等の支援を行い、当市独自のブランド認証制度の審査を経ることで、高品質・高水準の商品開発を支援する。

販売においては、市内民間事業者と協働して都市圏での展示会、販売会などに積極的に出展し、販路開拓等を行う。このため、市内民間事業者の営業力や企画力等のスキルアップのための研修等を実施する。

当市は、このように市内民間事業者の側面支援を行うとともに、民間事業者のスキルを向上させることで、6次産業化を推進し、将来的には民間事業者独自で加工品開発から販路拡大を行い、収益増加による経済的な自立につなげていく。

市物産館では、市外飲食店等への産品出荷を積極的に行い商社機能を強化する。また、1次産品の販売物確保を目的に出荷者団体への技術支援等を行い、併せて販売スペースの陳列方法等についても購買意欲を高めるための見せ方などを工夫しながら、商品の販売拡充を促進する。

エ 企業誘致対策

地場産業の活性化のため、上天草市誘致企業連絡協議会及び在京在阪天草郷友会などと情報共有・交換等を行い、地場製造業の振興・企業間協力、大都市圏企業とのビジネスマッチングによる新たな事業創出も視野に入れた取組を進めていく。併せて、市の強みである「食」を活用した食品加工業の企業誘致活動を積極的に推進する。この食品加工業の企業誘致を推進することで、加工・販売の分野を強化し、市全体の産業の底上げを図る。

企業誘致するための場所の確保については、交通アクセスに鑑み、廃校舎の有効活用を視野に入れながら、民有地や耕作放棄地についても情報収集を行い、適地を模索する。

オ 商業

当市は、商業の活性化のため、国・県の奨励制度、無利子融資等の支援に係る情報提供を積極的に行い、平成27年5月に策定した創業支援事業計画に基づき、商工会及び金融機関と連携して、民間事業者の起業・創業の支援として、ビジネスモデルの構築方法、資金調達の方法、具体的な事業計画作成等に関する指導等を行う。また、当市は商工会及び金融機関等と新たに設置した上天草市小規模事業者支援ネットワークと連携した支援を行い、事業の継続・拡大、商工業者の経営基盤強化、スキル向上を図る。加えて、商工会・スタンプ組合等への入会を促進し、商店の弱体化を防ぎ、売上減少の歯止めをかける対策を講ずる。

商業地の基本的なあり方として、安全性、快適性及び利便性がある。そのため、当市は、市内各商店街と連携した街路灯や花壇等の環境整備への支援を引き続き行う。

当市は、前島地区総合開発を契機とした新たなイベントの開催や商品開発などを上天草市商工会と連携し検討する。そのほか、中小企業、商工業設備投資資金利子補給事業も増加傾向にあり、今後の設備投資などを推進する。

また、消費者保護のため、苦情相談体制の充実を図る。

カ 観光又はレクリエーション

山や海などの恵まれた自然環境を活かした取組を推進するとともに、地域の歴史、文化、食等を活用するなど、地域の特性を最大限に活用した観光地づくりを進めていく。

具体的には、トレッキングやサイクリングをはじめとしたアクティビティの充実に加え、新しい体験型観光の開発を進め、観光客の増加を図り、地域の活性化による経済振興に資する取組を行う。

また、公共交通機関（航空機、九州新幹線）の充実により、観光業におけるマーケットエリアが拡大しているため、関東・関西の大都市圏を含めたより広域な市場への情報発信やプロモーション活動、当市の観光イメージを定着させるためのブランディングを積極的に展開していく。

一方、コロナ禍においても強い観光地づくりを目指すため、マイクロツーリズムの推進及びワーケーションの推進も行っていく。

さらには、多様化するニーズへの対策として、観光素材の磨き上げや受入体制の整備、観光施設の整備・改修などを行うとともに、天草四郎観光協会や民間企業等と連携した取組により、観光産業を基軸とした産業の振興を図る。

インバウンドの対応については、コロナ禍収束後に目的地として選ばれるよう、東アジアを中心に継続したプロモーション活動を行うとともに、施設やPRツールの多言語化、Wi-Fiスポットの整備等受入体制を強化し、コロナ禍収束後はインバウンド誘致に向けたプロモーションを集中して実施する。

キ その他

港湾施設について、人の流れ及び物流に重要な役割を担っていることから、港湾整備を行い、港としての機能を充実させることで、利便性及び経済性の向上を図る。

また、施設の老朽化が著しく進行しているため、港湾法及び関係法令、ガイドライン等に基づき、施設点検を実施した上で維持管理計画を策定、更新し、その計画に基づき計画的に施設の維持補修及び更新を実施していくことで、施設の長寿命化を図りつつ、維持管理コストの平準化・縮減を図る。

海岸保全施設についても、港湾施設と同様に施設の老朽化が著しく進行しているため、海岸法及び関係法令、マニュアル等に基づき、施設点検を実施した上で長寿命化計画を策定、更新し、その計画に基づき計画的に施設の

維持補修及び更新を実施していくことで、施設の長寿命化を図りつつ、維持管理コストの平準化・縮減を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の 振興	(1) 基盤整備			
	農業	農業用施設維持管理事業	上天草市	
		土地改良施設維持管理適正化事業	上天草市	
		広崎排水機場県営かんがい排水事業	熊本県	負担金
		教良木地区県営かんがい排水事業	熊本県	負担金
		荒木浜第1排水機場県営かんがい排水負担金事業	熊本県	負担金
		京の島地区排水整備事業	上天草市	
		京の島地区県営経営体育成基盤整備事業	熊本県	負担金
		阿村排水機場県営かんがい排水事業	熊本県	負担金
		荒木浜揚水機場整備事業	上天草市	
		農道橋保全対策事業	上天草市	
		蔵々地区排水整備事業	上天草市	
		大維農道改良事業	上天草市	
		農道維持事業	上天草市	
		農地海岸長寿命化計画策定事業	上天草市	
		農業用ため池防災工事等事業	熊本県	負担金
		ため池防災対策情報整備事業	熊本県	負担金
		天草海岸地区老朽化対策事業	熊本県	負担金
		合津排水機場県営更新事業	熊本県	負担金
		農業水利施設維持整備事業	上天草市	
		林道維持整備事業	上天草市	
	(2) 漁港施設	県管理漁港整備事業	熊本県	負担金
		水産物供給基盤機能保全事業	上天草市	
		上天草漁港（松島・姫戸・龍ヶ岳地区） 照明灯ランプ取替事業	上天草市	

	大道漁港-2.0m 物揚場耐震事業	上天草市	
	七ツ割漁港海岸施設用地舗装事業	上天草市	
(4) 地場産業の振興			
生産施設	工場等設置奨励事業（企業立地促進及び雇用促進）	上天草市	奨励金
加工施設	工場等設置奨励事業（企業立地促進及び雇用促進）	上天草市	奨励金
流通販売施設	工場等設置奨励事業（企業立地促進及び雇用促進）	上天草市	奨励金
(5) 企業誘致	工場等設置奨励事業（企業立地促進及び雇用促進）	上天草市	奨励金
(6) 起業の促進	商工振興対策事業	上天草市	補助金
(7) 商業	農林水産物販路拡大事業	上天草市	補助金
	6次産業化推進事業	上天草市	補助金
	商工振興対策事業	上天草市	補助金
その他	商工振興対策事業	上天草市	補助金
(9) 観光又はレクリエーション	宮津地区開発調査検討事業	上天草市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業	水産物供給基盤機能保全施設定期点検（見直し）事業	上天草市	
	漁港海岸施設定期点検（見直し）事業	上天草市	
	上天草港海岸施設定期点検及び長寿命化計画更新業務委託	上天草市	
	上天草港港湾施設定期点検及び維持管理計画更新業務委託	上天草市	
	農道橋保全計画策定事業	上天草市	
	営農促進対策事業	受益者	補助金
	単独耕地事業	受益者	補助金
	松くい虫防除（地上散布）事業	上天草市	
	松くい虫伐倒駆除事業	上天草市	
	特定森林再生事業（衛生伐）	上天草市	
	森林整備地域活動支援交付金事業	上天草市	

		森林環境保全整備事業	上天草市	
		くまもと間伐材利活用推進事業	上天草市	
		間伐等森林整備促進対策事業	上天草市	
		有害鳥獣駆除事業	上天草市	
		市有林間伐事業	上天草市	
		森林山村多面的機能発揮対策事業	協議会	負担金
	商工業・6次産業化	商工振興対策事業	上天草市	補助金
		農林水産物販路拡大事業	上天草市	補助金
		6次産業化推進事業	上天草市	補助金
		農林水産物ブランド化推進事業	各種団体	補助金
	情報通信産業	工場等設置奨励事業（企業立地促進及び雇用促進）	上天草市	奨励金
	観光	アウトドア推進事業	上天草市	
		外国人観光客誘致事業	上天草市	
		総合観光プロモーション事業	上天草市	
		おもてなし推進事業	上天草市	
		観光施設維持管理事業	上天草市	
		前島観光拠点施設維持管理事業	上天草市	
		天草四郎ミュージアム管理事務事業	上天草市	
		宮津地区開発調査検討事業	上天草市	
	企業誘致	工場等設置奨励事業（企業立地促進及び雇用促進）	上天草市	奨励金
	その他	海運振興対策事業	上天草市	補助金
		中小企業、商工業設備投資資金利子補給事業	上天草市	補助金
	(11) その他	社会資本整備総合交付金事業 （上天草港江樋戸港区）物揚場（改良）	上天草市	
		県管理建設海岸保全事業 （県工事負担金）	熊本県	負担金
		県管理港湾事業（県工事負担金）	熊本県	負担金

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

当市の産業は、主要幹線道路周辺、港湾エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の産業振興を実現する観点から、対象区域は市内全域となっている。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
上天草市全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

農道を除く土地改良施設については、熊本県が策定した天草管内農業水利施設地域保全計画書(平成25年3月)に基づき、各施設の修繕及び更新等を計画しているところであるが、補助事業の採択要件等の変更に合わせて全体的な見直しが必要となるため、改めて個別計画を策定した上で、計画的に更新を行っていく。

農村漁村における地域コミュニティの活性化を図る合津東多目的集会所や龍ヶ岳漁業者体育センター等の施設は、周辺の類似施設との統廃合について検討を行い、その結果、存続が必要な施設については、維持管理コストの縮減や平準化のため、施設の定期的な点検・診断等を行い、計画的に補修等を行っていく。

観光施設及び公園施設等については、管理に要する費用、利用状況、性能等を総合的に評価し、計画的に施設の整理を進める。将来にわたって使用する施設については、施設利用者の安全性、快適性及び利便性を確保するため、ユニバーサルデザインの充実を図るとともに、計画的に更新・改修等を行うことで長寿命化を図り、維持管理コストの縮減及び整備に要する経費負担の平準化を図る。

漁港施設については、水産物供給基盤機能保全事業により機能保全計画を策定し、施設の長寿命化、計画的な維持管理により、維持管理コストの縮減

及び平準化を図り、計画的に維持管理を行う。また、漁港の効率的な整備や事業コストの縮減を目的として、利用漁船実績数が50隻以下の小規模漁港の統合等についても検討していく。

4 地域における情報化

【方針】

当市における情報化については、ICT（情報通信技術）を活用して、市民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI（人工知能）、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などの活用により業務効率化を図り、限られた人的資源で行政サービスの更なる向上を目指す。

AIやIoT（モノのインターネット）が急速に普及し社会変革が進む中、市では人口減少や少子高齢化が加速しており、ICTを中心としたデジタル化を推進することによって、地域コミュニティ、福祉、防災、教育などの課題解決を図り、ICTの地域格差を解消していく。

都市部との情報通信環境の格差を解消するため、電気通信事業者等と協力し、光ファイバによる超高速ブロードバンドサービス未提供地域への整備と、ケーブルテレビの提供地域拡大を図っていく。

この情報通信環境の整備に伴い、市民において高度なICTの利活用が可能となることから、市民向けメディアリテラシー講習会等を通じて市民のICTを活用する能力（メディアリテラシー）の向上を図っていく。

（１）現況と問題点

当市における情報通信環境の整備について、平成20年3月にブロードバンドサービス環境の整備のため電気通信事業者に補助し、市内全域にADSL環境の整備を実施した。しかしながら、ADSL特有の距離による提供範囲の限界や通信速度の問題、き線点RT收容方式により利用不可能な世帯が存在し、都市部との情報通信格差が顕在化していた。そのため、平成22年に市内の公共施設間の情報ネットワーク網の整備及び市民向けのブロードバンド環境の一層の充実を図り、将来の情報通信環境の整備を推進するための方向性を「地域公共ネットワーク構築モデル仕様調査報告書」として取りまとめ、平成24年3月に電気通信事業者とその整備に向けた合意書を締結した。

市庁舎や公民館等の公共施設間で構築していたイントラネット（０．５メガビット～１００メガビット）に、小中学校等の拠点を追加し、電気通信事業者の提供による光回線を利用して１００メガビットから１ギガビットの安定した通信速度を確保した「地域公共ネットワーク」として再構築を行った。

また、合意書に基づき電気通信事業者において、光ファイバによる超高速ブロードバンドサービス及びケーブルテレビのサービスが開始された。

しかし、市内の一部地域においては、超高速ブロードバンドサービス等が利用できない状況であることから、電気通信事業者等と協力し、更なる整備の推進を図る必要がある。

（２）その対策

情報通信環境の整備に伴い、高度なＩＣＴ利活用が可能となることから、市においては、マイナンバーカードを用いた行政手続きのオンライン化などＩＣＴを活用したサービスの拡充を図り、利用者である市民がＩＣＴ機器やインターネット等を便利かつ安全に利活用できるよう、メディアの特性を十分に理解し、活用する能力（メディアリテラシー）の向上を図っていく。

（３）計画

持続的发展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
４ 地域に おける情報 化	(１) 電気通信 施設等情報化の ための施設			
	防災行政用無線施設	防災管理事務事業	上天草市	
	(２) 過疎地域 持続的发展特別 事業			
	デジタル技術 活用	電子申請可能業務の拡大	上天草市	
	その他	市民向けメディアリテラシー講習会	上天草市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

【方針】

当市は、市民生活や経済活動において、陸上交通に依存しているものの、陸上交通における基盤整備はまだ不十分である。特に、天草五橋の気象状況や災害の発生などにより不通となれば、当市の市民生活や経済活動に多大な影響を与えるおそれがある。このため、安全・安心な人の流れ及び物流の確保のため、道路網の整備及び既存道路施設の適切な維持管理・補修を進めていく。

交通施設の整備は、当市の市民生活や経済活動を始め定住の促進や地域間交流の促進など、地域づくりの基盤として欠かせないものであり、安全・安心な人の流れ及び物流の確保のためにも、道路網の整備及び既存道路施設の適切な維持管理・補修を進めていく。

当市の公共交通については、平成30年3月に、市民や観光客の利便性向上また高齢化や過疎化等の地域の実情を考慮し、持続可能な生活交通体系の創出を目的とした「上天草市地域公共交通網形成計画」を策定し、生活交通の効率的な運行に向けて取り組んでおり、引き続き適切に運行を実施していく。そのほか、航路（船舶及び航空機）については、関係事業者と調整・協議しながら、運航の継続に努める。

（1）現況と問題点

ア 市道

（ア）道路

当市において、市道が1,249路線あり、市道は幹線道路と集落を結び、生活道路として重要な役割を担っている。しかしながら、それらの道路においては、未舗装や幅員が狭い箇所が点在し、また、歩道や横断歩道等の未整備により、人の流れや物流に支障を来している状況である。道路は、当市の特性を最大限に生かした地域づくりや、市民の暮らしと豊かなまちづくりに必要不可欠なものであり、経済・社会活動を支えるための最も重要な基盤的施設であることから、安全・安心かつ効率性・経済性の高い道路整備が求められる。

また、道路施設の経年劣化等が著しく、道路交通上、危険な箇所が増加している。このため、これらの道路施設の現況調査・点検及び適切な維持

管理・補修を行い、道路交通上の安全性を確保する必要がある。

(イ) 橋りょう

当市の橋りょうは、高度経済成長期にその多くが集中的に整備されており、このうち市道に設置された橋長2メートル以上の橋りょうが305橋、農道に設置された橋りょうが9橋あり、道路ネットワークを構成する重要な構造物となっている。このうち、建設後50年を経過する高齢化橋りょうは全体の54パーセントを占めており、今後多大な費用が見込まれる橋りょうの修繕・架替えに対し限られた財源の中で効率的に維持管理をしていくために、適切な時期に修繕を行う必要がある。併せて、建設当時の設計基準の見直しを行い、耐震対策及び落橋防止対策等の対応も必要である。

(ウ) 国・県道

当市を縦横断する地域高規格道路及び国道、県道について、年々整備が行われているものの、まだ十分とはいえない。特に幹線道路となる地域高規格道路及び国道、県道の利便性の向上は、産業の振興及び生活環境の向上に直結するため、国・県と連携を図りながら事業を推進する。

イ 農道

当市の一定要件農道（幅員4.0メートル以上）の総延長は27キロメートルであり、農道本来の利用のみならず、生活道路としても利用されていることから、適切な維持管理はもとより、舗装及び道路構造物の老朽化に伴う修繕等の対策が必要である。また、一定要件外の農道については、舗装は完了しているものの、幅員が狭い部分があることから、農作業の機械化及び経営の合理化を進めるため、改良等が必要である。

ウ 林道

当市においては、林業就業者の高齢化に伴い就業者が減少していることから、林道の利用が少なく、林業が衰退してきている。しかしながら、手入れ不足の森林が増加し、林業の衰退に拍車がかかることが懸念されるため、関係団体等と連携して、担い手の確保・育成のほか、作業効率を高めるため、林道施設の補修、側溝浚渫、草刈り等の維持管理を実施する。

エ 交通の確保

当市の陸上交通については、路線バスや路線バスの運行がない公共交通空白地域においてデマンド型乗合タクシーを運行している。

路線バスについては、移動手段の確保及び利用促進に鑑み、路線・系統の見直し、利用者のニーズを踏まえた運行便数や運行時刻の調整等を行いながら、運行しているところであるが、近年は利用者の減少、燃料費の高止まり等の影響を受け、運行事業者の赤字経営が続き、当市から運行事業への欠損金に対する補助金が増加しており、課題となっている。

デマンド型乗合タクシーについては、1人での利用が多いため複数人数での利用を促進していく必要がある。当市の高齢化の進行に伴い多様な需要が見込まれる。市民及び運行事業者と共に効率性かつ経済性を鑑み持続可能な在り方を検討していく必要がある。

海上交通について、離島住民の生活の足として運航している離島航路は、燃料費の高騰等により経費が嵩み、運航事業者の経営状況も厳しく、当市は離島航路を確保するため、運航事業者に対し赤字補てんを行っている。島民の人口減少による利用者の減少が見込まれることから、運航事業者の経営状況は依然厳しいものとなることが予想される。

空路交通について、天草地域において唯一の空路である天草空港は、天草地域の発展に大きな期待が込められているところだが、経営状況は厳しいものとなっている。地理的な要件もあり当市の利用者は少ないが、地元自治体として当市も航空機体に係る修繕費等の公費支援を行っている。

(2) その対策

ア 市道

(ア) 道路

市道について、主に1級及び2級の路線について拡幅・改良・舗装等を行い、その他の路線については、地域の要望を踏まえ、年次的な計画により整備を行い、市民の利便性の向上を図る。

なお、下表のとおり令和7年度において、道路の改良率40パーセント、舗装率94.5パーセントを目指すこととする。

また、道路交通上の安全施設については、関係機関等との合同点検等の結果を踏まえ、その危険度に鑑み優先順位付けを行い、順次整備を行って

いく。

道路施設について、経年劣化が進行し、危険箇所が増加していることから、適切な維持管理・補修等を行いつつ、防災点検等を実施した上で、計画的に対策を講じて道路交通上の安全性を確保する。

加えて、道路の維持管理等に当たっては、路線ごとの基本情報を把握しておくことが必須であるため、道路台帳の整備を行う。

市道整備指数

区分 種別	基準年次（令和２年度）				目標年次（令和７年度）		
	道路延長 A	改良または舗装済延長 B	改良または舗装率 B/A	計画期間中の延長増減 C	道路延長 (A+C) D	改良または舗装済延長 E	改良または舗装率 E/D
改良	459.0	160.2	34.7	5.0	464	176.0	40.0
舗装		411.7	89.2			453.0	94.5

(イ) 橋りょう

橋りょうについて、老朽化に伴う劣化等が著しいため、点検等を行い、計画的に改修・修繕等を実施し、交通が滞らないよう努める。

また、橋りょうの長さが２メートルを超えるものについては、５年ごとの定期点検が必須であり、定期点検の中で近接目視点検を実施する。

(ウ) 国・県道

熊本天草幹線道路は、熊本都市圏と天草地域との交流、連携の強化を目的に平成３年度から事業推進が図られている。このような中、平成７年に「松島道路」として松島町合津から今泉までの区間の約３キロメートルが整備区間の指定がなされ、平成１４年に松島有料道路が最初に開通し、平成９年には「有明松島道路」として松島町今泉から有明町上津浦までの区間の約１０キロメートルが整備区間に指定され、平成１９年に供用を開始し、また、平成３０年５月には、天城橋を含む三角大矢野道路が開通し、交通渋滞の緩和に大きな効果を上げている。

さらには、平成３１年４月に大矢野区間Ｌ＝３．４キロメートルの２期事業にも着手しており、期成会を通じて早期完成を継続して要望していく。

国道については天草管内道路整備基本方針に基づき、随時整備促進が図られているところであるが、当市にとっての生命線である国道266号は現在施工中の望薩峠工区の早期完成を要望していく。

イ 農道

一定要件農道については、国県市道等同様の長中期的な維持管理計画を作成し、維持管理の適正化を図る。農道橋については、農道橋保全計画を作成し、今後多大な費用が見込まれる修繕・架替え等に対応していく。

また、一定要件農道外については、農業機械の大型化等に対応できるよう、農業者に対し、農道整備等に要する経費の一部を補助する単独耕地事業の活用を促進し、農道の拡幅・舗装等を実施する。

ウ 林道

林道について、林道の役目を果たすため、適正な維持管理として草刈りによる見通しの確保やパトロールによる危険箇所（落石、法面崩壊等）の把握、排水施設（側溝や集水枡）の土砂の排除、ガードレール、カーブミラー等の安全施設の点検・補修、老朽化による舗装の補修等を実施する。

また、森林組合等と連携して、担い手の確保・育成に努める。

エ 交通の確保

陸上交通について、路線バスの運行については、上天草市地域公共交通網形成計画に基づき、利便性の向上及び利用促進のため、行政、市民、運行事業者等が一体となって取組、利用状況等に応じて運行形態の見直しを行う。デマンド型乗合タクシーについては、運行における効率性かつ経済性に鑑み、便数、運行時刻、乗降方法等について総合的に検討を行う。

また、今後は従来の公共交通に限らず、交通事業者の参入が難しい地域を対象とした自家用有償旅客運送や、環境の負荷が少なく従来の公共交通を補完するグリーンスローモビリティの導入等、地域の実情に応じた持続可能である新たな地域公共交通について検討を行う。

海上交通について、離島航路は島民にとって生活及び経済活動における生命線であることから、安定的な移動手段の確保のため、今後も運航事業者に対する支援を継続する。

また、運航事業者の経営改善に向けて、運航事業者と協議・調整をしながら、離島航路の確保に努めていく。

空路交通について、天草空港の利用促進に当たり、航空機の修繕等への支援を行うことで空路の維持に協力する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	古野賤の女線道路改良工事	上天草市	
		中月線道路改良工事	上天草市	
		尾越崎大渦線道路改良工事	上天草市	
		亀の迫江後線道路改良工事	上天草市	
		永浦樋合 1 号線道路改良工事	上天草市	
		江樋戸線道路改良工事	上天草市	
		高戸樋島線道路改良工事	上天草市	
		馬建青年の家 1 号線道路改良工事	上天草市	
		避病院線道路改良工事	上天草市	
		船江白涛線道路改良工事	上天草市	
		雀島 1 号線道路改良工事	上天草市	
		蔵々下山線道路改良工事	上天草市	
		満越江後線道路改良工事	上天草市	
		環状北線道路改良工事	上天草市	
		環状西 2 号線道路改良工事	上天草市	
		環状西 1 号線道路改良工事	上天草市	
		阿村横道古羽根線道路改良工事	上天草市	
		ひかりの園線道路改良工事	上天草市	
		浦山西目 1 号線道路改良工事	上天草市	
		北前島線道路改良工事	上天草市	
		合津西の浦 1 号線道路改良工事	上天草市	
		市道維持・舗装工事	上天草市	
		市道防災工事	上天草市	
		市道トンネル補修工事	上天草市	
	橋りょう	橋りょう維持補修事業（補強・補修）	上天草市	
		橋りょう修繕補助事業（補強・補修）	上天草市	

その他	交通安全施設整備事業 (カーブミラー、ガードパイプ外)	上天草市	
	上天草市通学路等交通安全対策	上天草市	
	自転車通行空間整備事業	上天草市	
	江後地区水路整備事業	上天草市	
	国・県道改良事業	熊本県	負担金
	国・県道路側溝整備事業	熊本県	負担金
(2) 農道	農道橋保全対策事業	上天草市	
	大維農道改良事業	上天草市	
	農道維持事業	上天草市	
(3) 林道	林道維持整備事業	上天草市	
(9) 過疎地域持 続的発展特別事 業			
公共交通	路線バス運行対策事業	民間	
	離島航路維持事業	民間	
	空路交通維持事業	民間	
	乗合タクシー運行事業	民間	
その他	農道橋保全対策計画策定事業	上天草市	
	橋りょう点検事業	上天草市	
	道路防災点検事業	上天草市	
	道路トンネル点検事業	上天草市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

市道については、定期的に点検・診断等を実施し、適切な維持管理方法を検討するとともに、計画的に更新・改修等を行うことで施設の長寿命化を図る。

市道橋についても、市道と同様、定期的に点検・診断等を実施し、計画的に更新・改修等を行うことで施設の長寿命化を図る。

農道については、市道と同様、定期的に点検・診断等を実施し、農村振興局が策定したインフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、個別計画を策定した上で、計画的に更新を行っていく。

林道については、市道と同様、定期的に点検・診断等を実施し、林野庁が策定したインフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、個別計画を策定した上で、計画的に更新を行っていく。

6 生活環境の整備

【方針】

市民が安全・安心かつ健康的に暮らすためには、空気や水などが健全な状態であることが必須であり、常に地域が清潔に保たれる生活環境を創出するため、環境汚染の監視・抑制、生活排水対策の推進、健全な水循環の確保、地下水の保全、環境美化の推進、環境と調和した生活空間の整備・確保等を図る。

上水道については、水道施設及び既設水源の適正な管理、節水の促進に努めるとともに、水資源の有効利用を図る。

水道施設の点検、更新等を実施し、有収率を向上させるとことで安全・安心で安定的に水の供給を図る。

当市の令和元年度末の汚水処理人口普及率は55.1パーセントとなっており、全国平均91.7パーセント、熊本県平均87.4パーセントと比較すると、かなり低い。このため、熊本県と連携して策定する「くまもと生活排水処理構想」に基づき、効率的な手法による未普及対策の早期概成及び持続可能な施設運営の実現を目指し、衛生的な生活環境を確保するとともに、海や河川の水質保全を図る。

ごみ処理については、適正な分別収集を徹底するとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を促進し、循環型社会の構築を目指す。ごみ処理施設については、天草広域連合による広域処理計画を推進する。

し尿処理については、上天草衛生施設組合と連携し、既存施設の維持管理を行うとともに、運搬方法等の見直しを行い、処理の効率化を図る。

火葬場については、人口の高齢化に伴う火葬需要の増加が見込まれるため、安定した火葬業務が行えるよう、施設の維持管理に努める。

消防施設について、迅速な消火活動のため、消防団員を確保するとともに、計画的に消火活動機器等を導入・更新し、市民の安全・安心な暮らしを守る。また、緊急通報システムを導入し、緊急救急体制の強化・充実を図る。

市営住宅については、上天草市公営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の効率的かつ円滑な更新を実現し、定期的な点検を実施し、維持管理に努め、長寿命化を推進していく。

（１）現況と問題点

ア 水道施設

（ア）上水道

（ア）上水道

当市の上水道について、松島地区においては、教良木川及び教良木ダムを水源としており、倉江浄水場・阿村浄水場により日量約２，０００トン进行浄水し、配水している。また、大矢野地区、姫戸地区及び龍ヶ岳地区においては、水源となる河川等がないことから、八代生活環境事務組合から日量約２，０００トン、上天草・宇城水道企業団から約４，０００トン受水している。

令和３年３月末現在の当市の給水人口は２４，０３０人で、普及率は９２．４５パーセントである。

年間総配水量は２，８５６，３７７トン、一日平均配水量は７，８４２トンで、年間の有収率は７８．３３パーセントとなっている。

当市の離島である湯島においては、水源を表流水や地下水に頼っていることから、渇水期の水量不足が懸念されるため、新たな水源の確保や海底送水管の新規布設など対策が必要である。

イ 下水道処理施設

（ア）公共下水道

当市の公共下水道は、松島町阿村地区及び合津地区の一部において、下水道の整備（処理面積１８８ヘクタール、計画人口４，２２０人）を行い、公共水域の保全、生活環境の向上及び地域の衛生管理に努めているところである。

下水道施設については、平成４年の供用開始から２９年が経過していることから、施設の老朽化対策や改築・更新を行い、機能を維持していく必要がある。

また、更なる生活環境の向上のため、整備区域において、下水道への加入を促進する必要がある。

（イ）その他

当市では、公共下水道及びコミュニティプラントによる処理区域以外の地域においては、これまで居住用住宅の合併処理浄化槽の設置に対し、補助金を交付することで、合併処理浄化槽の設置を促進し、水洗化率の向上を図っている。しかしながら、単独処理浄化槽やくみ取り便所の世帯をみると、高齢者世帯が多く、また、設置に要する経費が高額であることから、合併処理浄化槽への切替えがなかなか進まない現状がある。

今後も、引き続き補助金の交付により、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、コミュニティプラント施設の老朽化対策が必要である。

ウ 廃棄物処理施設

（ア）ごみ処理施設

ごみ処理事業は、収集運搬を市の委託業者（家庭系一般廃棄物）及び許可業者（事業系一般廃棄物及び臨時に出る多量の家庭ごみの収集運搬）で行い、中間処理を天草広域連合及び許可業者、最終処分を天草広域連合で行っている。

市内から排出される一般廃棄物の量は、人口の減少に伴い、微減傾向にあるが、一人当たりの排出量は増加傾向にある。持続可能な循環型社会の構築を図り、ごみ処理に係る事業費を削減するためにも引き続きごみ減量化・資源化を推進する必要がある。

また、ごみ処理施設は、老朽化に伴い、新たな施設の整備計画が進められている。新たな施設の整備については、中継処理施設の検討も含めて、天草広域連合及び構成市町と密に協議・調整を行いながら、事業を進めていく必要がある。

（イ）し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥については、処理施設を運営する上天草衛生施設組合が処理を行っている。

処理施設は、天草市の有明町にあり、地区ごとに決められた収集運搬業者が、収集運搬・搬入を行っている。し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、し

尿は減少しているものの、浄化槽の普及に伴い、汚泥量は増加傾向にある。

し尿処理施設について、老朽化が著しい下貫地区、船江地区及び湯島地区にある中間貯留槽の長寿命化を目指した計画を策定する必要がある。

エ 火葬場

当市の火葬場は、昭和58年4月に旧大矢野町と旧松島町の共立斎場として建立され、平成6年3月に3号炉を増設し、収骨室の増築や待合室内などの改修、火葬機器の取換えなどを行っているが、経年劣化により施設の老朽化が進行している。このため、平成24年3月に上天草市立斎場長期基本計画を策定し、計画に基づき令和元年度に大規模改修を実施。今後もし引き続き定期的な修繕やメンテナンスを行い、施設の長寿命化を図る必要がある。

オ 消防施設

当市における消防及び救急体制については、天草広域連合北消防署（署員23名）・松島分署（10名）・東天草分署（10名）の1署2分署で全署員43名が配置され、消防自動車3台、高規格救急車3台、救急車1台が配備されている。

非常備消防は、現在、20分団の990人となっている。消防活動に当たっては、常備消防と非常備消防が連携して取り組んでいる。積載車について、当市においては小型ポンプ付積載車59台、資材車1台を配備している。

消防水利は、防火水槽が287基、消火栓が262基整備され、施設は年々充実しているが、その充足率は地域によってばらつきがある。また、消防施設の老朽化が著しく進行しており、機能を維持するため、計画的な修繕等が必要である。

加えて、若者の市外への流出が起因し、非常備消防団の担い手が不足しており、高齢化が進行している。

救急医療体制について、天草広域連合及び医療機関と連携して、体制の強化・充実を図る必要がある。

カ 公営住宅

当市は、現在278戸の市営住宅を管理し、低額所得者の居住の確保に努めている。多くの市営住宅は、昭和40年代に建設されており、老朽化に伴う建物の劣化等が著しい。

このため、施設の劣化状況、耐震性等を踏まえ、改修等を行う上での効率性及び経済性を考慮しながら、施設の長寿命化を目指した計画的な改修・修繕等を行う必要がある。

また、高齢の入居者が多いことから、バリアフリー化に配慮し、高齢者や障がい者が安心かつ快適に生活できる住環境の整備が求められる。

(2) その対策

ア 水道施設

(ア) 上水道

水道施設の耐震化や老朽管の耐震管への布設替えや水道施設の更新等を行い安定的な供給を図る。また、漏水防止に努めることで有収率を高め、安全・安心な水を安定的に供給することで持続可能な経営に努める。

水源を表流水や地下水に頼っている湯島地区においては、渇水期における水量を確保するため、新たな水源の確保や、海底送水管の布設などの対策について検討を行う。

漏水防止に努めることで有収率を高め、安全・安心な水の安定供給を図る。

イ 下水道処理施設

(ア) 公共下水道

当市では、熊本県の「くまもと生活排水処理構想」に基づき、効率的かつ経済的に污水处理施設の整備・運営管理を実施していくための污水处理施設整備構想を策定することとしている。

当市は、この污水处理施設整備構想に基づき、経営状況及び既存施設の改築費用等を踏まえ、効率的な手法を模索しながら、施設の更新・改修等を行うとともに、持続可能な経営管理を行っていく。

併せて、下水道への加入促進を図り、生活環境の向上を図る。

(イ) その他

当市は、汚水処理施設整備構想に基づき、汚水処理施設の未整備区域についても、効率的な手法による未普及対策の早期整備を行いながら、社会情勢又は地域の状況の変化等に応じて、適宜、構想の見直しを行うとともに、その対策を講ずる。

また、単独処理浄化槽やくみ取り便所の合併処理浄化槽への切替えについて、市広報紙等により周知に努め、引き続き補助金の交付による合併処理浄化槽の設置を促進する。コミュニティプラント施設については、適正な維持管理・補修等を行い、施設の延命化を図る。

加えて、地域の貴重な財産である美しい河川・海の環境を守るため、環境教育を通じて市民の環境に対する理解を深め、環境意識の高揚を図る。

ウ 廃棄物処理施設

(ア) ごみ処理施設

新たな処理施設の整備については、効率的なごみ処理を可能とする施設整備を目指し、中継処理施設の検討も含めて、天草広域連合及び構成市町と密に協議・調整を行う。

また、ごみの減量化及び資源化の推進については、生ごみ処理機器に対する購入費の補助、堆肥化の推進、レジ袋の削減等の取組を推進するとともに、市内全域で実施している分別収集への市民の理解と協力を促進する。

(イ) し尿処理施設

老朽化が進行しているし尿処理施設については、定期的な清掃やメンテナンスを行い、必要に応じ補修を行う。

また、老朽化が著しい下貫地区、船江地区及び湯島地区にある中間貯留槽については、定期的な清掃とメンテナンスを行い、施設の長寿命化を図るとともに、より効率的な運搬方法の検討を行う。

エ 火葬場

当市の火葬場は、令和元年度に大規模改修を実施し、上天草市公共施設等総合管理計画での改築予定である2038年まで施設の維持管理と長寿

命化を図る。

また、令和３年度からの運営については、効率的かつ経済的な管理・運営を行うため業務委託を行っているが、今後はＰＦＩや指定管理者制度導入等の効率的な事業手法の見直しを進め、火葬業務の効率性及び経済性の向上を図る。

オ 消防施設

当市では、消防施設として防火水槽が２８７基、消火栓が２６２基整備されているが、家屋がまばらに点在した地域があることから、消防施設の充足率は地域ごとにばらつきがある。このため、令和３年度において充足率８０パーセントを目指し、整備計画を立て、順次整備を行っていく。特に、整備に当たっては、施設に塩害対策を講ずる必要がある。

非常備消防団の拠点施設については、非常備消防団員の機動力の向上を図るため、消防ポンプ格納庫を整備する。

救急医療体制について、天草広域連合と連携して、高規格救急車の配備及び救急救命士の育成を行うとともに、医療機関と連携して体制の強化・充実を図る。また、高齢化が進行する中、災害弱者を救済する目的で整備する緊急通報システムを導入し、市民の安全・安心な暮らしを守る。

カ 公営住宅

当市は、市営住宅の老朽化対策が急務であるため、国の公営住宅等ストック総合改善事業等を活用し、計画的に予防・保全的な修繕、耐震・耐久性向上のための改修等を推進する。

また、バリアフリー化を推進し、市営住宅の質の向上に努める。

（３）計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
６ 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	上天草市水道事業	上天草市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	上天草市	
	その他	コミュニティプラント管理事業	上天草市	

	浄化槽設置助成事業	上天草市	補助金
(3) 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	天草広域連合衛生運営管理費	広域連合	負担金
	新ごみ処理施設整備事業	広域連合	負担金
し尿処理施設	上天草市衛生施設組合運営管理費	一部事務 組合	負担金
(4) 火葬場	斎場維持管理事業	上天草市	
(5) 消防施設	消防施設整備事業	上天草市	
(6) 公営住宅	公営住宅等ストック総合改善事業	上天草市	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
防災・防犯	防災管理事務事業	上天草市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

水道施設について、施設の利用状況及び維持管理コストに鑑み、規模の見直しや管理・運営の合理化に取り組む。また、施設の長寿命化計画を策定し、計画的に更新・改修等を行うことにより、整備に要する経費負担の平準化を図る。

下水道施設について、特定環境保全公共下水道事業及び汚水処理施設整備構想に基づく整備を進めていくとともに、計画的に更新・改修等を行い、整備に要する経費負担の平準化を図る。また、経営改善のため、下水道への加入を促進するとともに、施設の適切な維持管理により有収率の向上を図る。

ごみ処理施設については、中継処理施設の検討も含めて、天草広域連合及び構成市町と協議・調整し、施設の計画的な更新・改修等を行い、施設の長寿命化を図る。また、ごみ収集所については、定期的に点検・調査を実施しつつ、計画的に修繕を進め、適切な維持管理を行っていく。

し尿処理施設については、上天草衛生施設組合及び天草市と協議・調整し、施設の計画的な更新・改修等を行うとともに、中間貯留槽の定期的な清掃とメンテナンスを行い、施設の長寿命化を図る。また、湯島地区バキューム車格納庫については、定期的に点検・調査を実施しつつ、計画的に修繕を進め、適切な維持管理を行っていく。

火葬場について、定期的に点検・調査を実施しつつ、計画的な更新・改修等を行いながら、施設の長寿命化を図る。

消防施設について、地域ごとの充足率のばらつきを解消するため、整備計画に基づき整備を進めていく。また、定期的に点検・診断等を実施し、適正な維持管理を行っていく。

公営住宅について、上天草市公営住宅長寿命化計画に基づき、施設の破損・劣化、耐震性等に鑑み、効率的かつ経済的な手法を模索して更新・改修等を行っていく。また、住宅使用料を適正に賦課・徴収し、適切な経営管理に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

【方針】

高齢者福祉について、当市においては、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、生活支援を中心とした福祉サービスを充実させることが重要である。

地域福祉について、高齢者は、地域において安心して生活できるよう支援を受ける側となるばかりでなく、地域とのつながりを持ち、「地域社会を支える担い手」として社会参加していくことが肝要である。高齢者世代の割合が4割を超える本市において、地域で社会参加に意欲的な高齢者の知識・技術・経験を積極的に生かすことができるよう、活動の場や機会の確保が必要である。

児童、母子父子福祉について、安心して子どもを産み、育てるための保育施設、子育て支援センター等が連携し、保育サービス、相談支援等を充実させ、ふれあいのある子育て環境づくりを推進する。

障がい福祉について、障がい者が安心して暮らせる福祉環境を維持し、自立した生活が送れるよう、就労や社会参加の機会が広がる施策を推進する。併せて、地域で高齢者や障がい者の見守りや災害時の支援等、福祉から防災に至るまで地域の安全・安心な暮らしを支えるネットワークづくりを推進する。

健康増進について、全てのライフステージにおいて、生活習慣の関心と理解を深め、生涯にわたって健康づくりを推進するため、食・生活習慣の改善を促すとともに、健康診査の充実を図る。

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉施設

老人福祉センター

当市は、老人福祉センターを4施設有しており、施設の運営管理は指定管理者である社会福祉協議会が行っている。

いずれの老人福祉センターにおいても、老朽化に伴い、施設の改修等による維持管理費が増加していることから、施設の配置など、地域間のバランスを考慮しながら、施設の更新・改修等、統廃合、既存施設の活用を検討する必要がある。

イ 児童福祉施設

近年、少子化が進む中、当市においても児童数は大幅に減少しているものの、未満児等の入所は増加傾向にあることから、入所者の減少は小幅に止まっている。

当市において、認可保育所は公立が2施設、私立が10施設、認定こども園が3施設あり、保育サービスは充足していることから、今後も引き続き保育サービスの質と量を確保していく必要がある。また、少子化や核家族の進行、地域とのつながりの希薄化等により、家庭における子育て力が低下していることや、育児不安やストレスから児童への虐待につながるケースが懸念されることから、子育て世帯への支援は重要である。

私立保育所及び私立認定子ども園については、13施設中6施設が昭和40年代後半から50年代に建設されており、老朽化が著しい施設については、修繕・改築等が必要な時期となっている。

また、私立保育所及び私立認定子ども園が運営する放課後児童クラブについては、園舎に併設された施設で実施されており、同様に老朽化が課題となっている。

ウ その他

高齢者福祉について、当市においては、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、また、後期高齢者の割合が増加傾向にあることから、介護給付費の増加が見込まれる。このため、介護給付費の適正化及び介護予防、地域ケア、介護サービスの質の向上を図る必要がある。

地域福祉について、高齢者が地域の社会活動に積極的に参加できるような環境を整備する必要がある。

児童、母子父子福祉について、当市のひとり親家庭は市外への転出等により減少傾向にあり、令和3年4月1日現在、母子世帯205世帯・父子世帯17世帯である。近年、家庭環境の多様化に伴い児童虐待やネグレクト等の養護相談及び育児相談内容が複雑化し、家族の養育能力の再生・強化を目指した家庭への支援が必要となっている。

障がい者福祉について、障がい児・者は、令和3年3月末現在で2,383人（身体障害者手帳所持者1,746人、療育手帳所持者366人、精神保健福祉手帳所持者271人）で、その数は減少しているが、総人口における障がい児・者の割合は横ばいである。当市では、障がい者本人及び家族の経済的・精神的等な負担軽減を図り、自立と社会参加に向けて就業機会を創出する取組が求められている。

また、地域福祉の担い手として民生委員・児童委員及び社会福祉協議会は、地域社会における助け合いの中心的役割を担っており、特に社会福祉協議会においては、ボランティアリーダーの育成、小地域ネットワークの設立等、地域福祉の推進役として重要な役割を担っている。

健康増進について、第2期の健康づくり推進計画に基づき、乳幼児から老年期のライフステージにおける健康に関する課題を解決するなど、市民がいつも健康で、生涯にわたり安心して暮らせるよう保健サービスを提供する必要がある。

（２）その対策

ア 高齢者福祉施設

老人福祉センター

当市は、老人福祉センターについて、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの拠点として機能を維持することで、老人福祉の中核施設として活用を図っていく。

イ 児童福祉施設

令和2年3月に策定した「上天草市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）」に基づき、保育サービスの質と量を確保し、質の高い取組

を推進するとともに、仕事と生活のバランスがとれた子育て世代の働きやすい環境、子どもと子育て家庭が安全・安心に生活できる環境を整える。

公立保育所においては、児童の安全・安心な保育環境を整えるために、計画的な改修等施設の維持管理を図っていく。

また、私立保育所、私立認定こども園及び放課後児童クラブについては、幼児教育・保育の充実及び放課後の児童の居場所を継続して確保していくため、緊急性、必要性及び地域のバランスを考慮しながら、国・県の各種補助事業を活用し、計画的な新設及び改築、改修等施設の維持管理に対する補助を行っていく。

ウ その他

高齢者福祉について、日常生活圏域ニーズ調査の実施や、高齢者が在宅や地域での生活をするために必要な生活支援サービスについて、地域の特性に応じたサービスを提供できる体制を検討する。

地域福祉について、生活支援コーディネーターの活用等により、高齢者の積極的な社会参加を促進する。地域の元気な高齢者が高齢者を見守り、支え合うまちづくりの支援を行うとともに、若年層のまちづくりへの参画を推進する。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動への積極的な支援活動を実施するとともに、関係機関と連携して課題解決を図る。

各行政区等で小地域ネットワークを構築し、高齢者等の見守りや災害時の要援護者支援等、福祉から防災、防犯まで地域の安全・安心な暮らしを支える環境づくりの支援を行う。

児童、母子父子福祉について、婦人相談員（母子父子自立支援員兼任）及び家庭児童相談員を配置し、関係機関と連携を図りながら、家庭における適切な児童養育やひとり親家庭への相談、支援を行う。

障がい者福祉について、令和3年3月に策定した「上天草市障がい福祉計画（第6期障がい福祉計画令和3年度～令和5年度）」に基づき、障がい児・者に対する障害福祉サービスを提供し、障がい者が地域社会の中で安心して日常生活を送ることができ、社会参加や就業により自立した生活ができるよう支援を行う。

健康増進について、市民の健康づくりのため、市保健センターを拠点とし、心身の基礎づくり支援としての母子保健事業、生き生きとして質の高い日常生活を目指す成人保健事業及び市民が生活習慣の関心と理解を深め生涯にわたって健康増進に努めることができるよう支援する健康増進事業

を推進し、全てのライフステージにおいて、健康保持・増進につなげていく。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て 環境の確保、高齢者 等の保健及び福祉の向 上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所等	教良木保育所	上天草市	
		龍ヶ岳保育所	上天草市	
		子ども未来館	上天草市	
	(2) 交流センター	交流センター改修事業	上天草市	
	(3) 高齢者福祉施設			
	老人福祉センター	社会福祉施設管理事業	上天草市	
	その他			
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	家庭児童相談員事業	上天草市	
		婦人相談員事業	上天草市	
		延長保育事業	上天草市	
		障害児保育事業	上天草市	
		病児・病後児保育事業	上天草市	
		広域利用施設型給付事業	上天草市	
		私立保育園施設型給付事業	上天草市	
		地域子育て支援拠点事業	上天草市	
		こども未来館運営管理事業	上天草市	
		子育て短期支援事業	上天草市	
		地域活動保育事業	上天草市	
		放課後児童健全育成事業	上天草市	
		ファミリー・サポートセンター事業	上天草市	
		児童手当支給事業	上天草市	
		子ども医療費助成事業	上天草市	
		児童扶養手当支給事業	上天草市	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	上天草市	

		ひとり親家庭等日常生活支援事業	上天草市	
		母子家庭自立支援給付金事業	上天草市	
		保育補助者雇上強化事業	上天草市	
		保育体制強化事業	上天草市	
		新型コロナウイルス感染拡大防止事業（児童施設費措置費）	上天草市	
	高齢者・障害者福祉	敬老行事事業	上天草市	
		在宅高齢者安心生活支援事業	上天草市	
		住宅改造助成事業（老人）	上天草市	
		老人クラブ活動等事業	上天草市	
		高齢者等の生活支援事業	上天草市	
		シルバー人材センター活動等事業	上天草市	
		社会福祉施設管理事業	上天草市	
		障害福祉事業	上天草市	
		身体障害者補装具交付事業	上天草市	
		自立支援医療（更生医療・育成医療）給付事業	上天草市	
		住宅改造助成事業（障害者）	上天草市	
		重度心身障害者医療費助成事業	上天草市	
		福祉手当支給事業	上天草市	
		障害者自立支援事業	上天草市	
		障害者地域生活支援事業	上天草市	
		自殺対策事業	上天草市	
	健康づくり	母子保健事業	上天草市	
		乳幼児健康診査事業	上天草市	
		未熟児養育医療給付事業	上天草市	
		歯科保健事業	上天草市	
		健康教育事業	上天草市	
		健康診査事業	上天草市	
		訪問指導事業	上天草市	
		予防接種事業	上天草市	
		交流センター事業	上天草市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高齢者福祉施設について、4施設を有しているが、いずれの施設においても、老朽化が著しく進行している。このため、令和2年度に実施した上天草市老人福祉センター維持管理計画基礎調査結果及び上天草市公共施設等総合管理計画アクションプラン（個別施設計画）を基に計画的な施設の更新・改修等を行うことで、施設の長寿命化を図る。また、施設の配置など、地域間のバランスを考慮しながら、施設の統廃合や既存施設の活用など、適正な施設規模及び配置の見直しや合理化に取り組む。

児童福祉施設については、3施設を有しており、平成30年4月に教良木保育園、平成31年4月に龍ヶ岳保育園を新設しており、その他の施設も定期的に点検・診断等を実施し、個別に維持管理等の計画を策定し、計画的に更新・改修等を行うことで、施設の長寿命化を図る。

市保健センターについて、平成25年度に新設しており、日常の清掃活動や施設及び各設備の劣化等の早期発見・早期対応に努め、適切な維持管理を行っていく。

8 医療の確保

【方針】

医療について、医師確保に努めるとともに、施設整備を計画的に実施し、医療機能の強化・充実を図り、へき地診療所への代診医派遣等を行い、地域医療の確保に努める。

(1) 現況と問題点

診療施設

(ア) 病院

当市には、診療施設のうち、病院は市立の上天草総合病院が1施設開設されており、昭和39年の開設以来、当該病院は、天草上島地域の基幹病院として機能し、二次救急医療施設、災害拠点病院、へき地医療拠点病院等の施設認定を受け、MRI、CT、アンギオ装置を有し、高度先進医療を実施している総合病院である。

また、看護専門学校（定員１学年４０名：３学年）、健康管理センター、訪問看護ステーション、介護老人保健施設（入所定員５０名）、在宅介護支援センター、居宅介護支援センターがあり、医療、保健、福祉、介護等在宅でのケアを含めた、地域密着型の地域包括医療を行っている。平成３年には現在の上天草総合病院として新築移転したが、経営的には診療報酬改定と医師不足による収入の減少及び建設費の元利償還金の負担で非常に厳しい状況となっていたが、平成１９年度から医師不足の解消、平成１９、２０年度に元金の借換えを実施し、経営的にも順調に推移しているところである。

しかし、平成２６年度に公営企業会計制度の変更があり、退職給付引当金等の計上が義務化され、大幅な赤字を計上することとなった。また、翌年の平成２７年度には常勤医師数が１７人から１３人に減少し、その後もほぼ同数で推移し、慢性的な医師不足による診療機能の低下が懸念される。

平成２８年度に地域包括ケア病棟を設け、地域包括ケアシステムに沿った医療体制を整え、収入確保を図りつつ、今後においても、二次救急医療施設及びへき地医療拠点病院として近隣市町を含めた天草上島地域住民への医療の確保を行っていくためには、計画的に医療機器を整備し、医療機能の強化・充実を図る必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延、近年の情報技術の急速な発達に伴うＩＣＴ導入による、オンラインでの非接触型の診療の導入に向けての整備を行っていく。

（イ）診療所

湯島及び教良木地区には、市立診療所が開設されてから数十年間、地域医療に貢献している。

その間、医師の確保には困難を極めた時期もあったが、現在は熊本県の医師派遣制度及び市立総合病院等の支援を受けながら、医師の確保をしている。

また、無歯科医地区に準ずる湯島地区においては、平成１４年３月から上天草市歯科医師会の協力により歯科医師の派遣が実現し、継続的に歯科診療が行われている。今後も歯科診療を継続するため、機器等の整備を行う必要がある。当該地区は他の地区に比べ高齢化が顕著であることから、その意義は今後更に増すものと思われる。

また、施設・設備についても地域の医療に貢献する必要性があることから、厳しい財政状況の中にあっても年次的に計画して整備を図っていく必要がある。

病診連携は、天草地域医療センター及び済生会みすみ病院との間で一定の連携が整えられてきている。今後更に拡充・強化を図ることにより、迅速かつ適正な医療体制の確立が望まれる。

(2) その対策

診療施設

(ア) 病院

市立の上天草総合病院は、診療機能を維持し二次救急医療機関として耐用年数を経過した医療機器等を計画的に更新し、地域における住民健診や病診連携を図りながら医療、保健、福祉、介護をより充実し公立病院としての責任を果たしていく。また、国のICT化推進にも対応した機器購入を行っていく。

(イ) 診療所

教良木診療所は、へき地ではあるが、当市における医療水準との均衡が図れるように医療機器等の整備拡充に努める。

また、熊本県の医師派遣制度も永久的なものではないので、医師派遣制度以外の医師の確保策も今後は検討していく。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の 確保	(1) 診療施設			
	病院	上天草総合病院施設整備事業	上天草市	
		上天草総合病院医療機器整備事業	上天草市	
	診療所	教良木診療所設備整備事業	上天草市	
		へき地診療所設備整備事業	上天草市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

病院について、当市において総合病院は市立病院しかない。この市立病院は、築30年が経過しており、老朽化に伴い、平成25年には空調換気設備等の大規模な改修を行っている。今後は、定期的な点検・診断等を行い、計画的に更新・改修等を行い、整備に要する経費負担の平準化を図る。また、適正な診療費の請求・徴収を行い、適切な経営管理に努める。

診療所について、当市にあるへき地診療所(湯島診療所及び教良木診療所)は、地域住民にとって必要不可欠な施設であることから、施設の存続のため、随時修繕等を行っていく。

9 教育の振興

【方針】

上天草市教育大綱及び上天草市第3期教育振興基本計画に掲げる基本理念「ふるさとに誇りを持ち未来を切り拓く人づくり」を実現するための取組を、学校、家庭、地域及び行政が一体となり進めている。しかしながら、少子高齢化の影響を受け、教育環境は厳しさを増している。そのため、学校規模の適正化を進め、それに伴う校舎の整備とともに、老朽化した学校施設の改修等、教育環境の整備を図る必要がある。

また、都市部との教育機会の格差を解消するため、ICTの活用を推進していく必要がある。

社会教育及び社会体育施設については、そのほとんどで老朽化が進んでいる状況にあるため、緊急性や利用状況等を考慮した優先順位を付け、維持補修等を行う必要がある。特に、図書館や公民館施設については、地域の実情に応じ、議会や住民等の意見を拝聴しつつ、利用状況等を踏まえ、施設改修や新築整備等を行っていく必要がある。

(1) 現況と問題点

ア 学校教育関連施設

(ア) 校舎

令和3年度の小中学校の児童生徒数は1,672人(小学生1,079人、中学生593人)であるが少子高齢化社会が進行し、減少傾向が続い

ている。学校の小規模化による教育指導上の課題に対応するため、平成30年4月に第2期公立学校規模適正化基本計画を策定し、学校の統廃合を計画的に進めている。

小中学校の校舎は、昭和40年代から昭和60年代に建てられた施設が多く、老朽化が進んでおり、天井や床、壁等の傷みが激しく修繕等が頻繁に発生している。

また、学校環境を取り巻く問題として、トイレ洋式化の低整備率が問題視されており、学校環境の改善を図る必要がある。

情報教育環境については、国のGIGAスクール構想を実現するため、令和2年度に児童生徒1人1台のタブレット端末と校内の高速大容量の通信ネットワークを整備し、ICTを活用した学習に取り組んでいる。今後は、校内での学習だけでなく、家庭学習での活用も検討している。また、校務事務においてもICTを活用し、事務の効率化を図っている。

(イ) 屋内運動場

小中学校の屋内運動場は16施設あり、それらの施設は昭和40年代から昭和50年代に建設された物が多く、経年劣化が著しい。

このことから、建物に雨漏りや床の傷みが激しい箇所があるため、施設の改修等を行う必要がある。

(ウ) 水泳プール

小中学校の水泳プールは11施設あり、それらの施設は昭和50年代から昭和60年代に建設された物が多く、経年劣化が著しい。

このことから、漏水により施設の貯水機能が低下しており、補給水を大量に必要とし、経済的な損失が生じている。このため、施設の改修等を行う必要がある。

(エ) 教職員住宅

52棟の教職員住宅を管理しているが、学校統廃合による教職員数の減少と、施設の老朽化により入居者が減少している。

このことから、各住宅施設の利用状況や改修規模に鑑み、対策を講ずる必要がある。

（オ）給食施設

学校規模の適正化に伴い、給食施設の様態も変化している。

給食施設については、昭和40年代から昭和60年代に建設された施設が多く、給食機器の長年の利用により、不具合が発生し、修繕等が増加している。

イ 集会施設、体育施設等

（ア）体育施設

大矢野総合スポーツ公園と松島総合運動公園の管理運営に当たっては、指定管理者制度を導入し、民間のアイデアや活力を得ながら、経費の削減とともに、市民が安全・安心で楽しく利用できるような管理運営を図ってきた。この指定管理者制度の導入により、施設の適正な維持管理はもとより、自主事業・教室等の開催により、施設が有効に利用され、地域の活性化が図られている。

当市の社会体育施設は、供用が開始されて20年以上経過した施設が多く、老朽化により性能・機能が低下し、また、物理的に劣化していることから、安全・信頼性が保たれず、一般利用に対応できない施設が多く存在している。

また、スポーツ以外の多様化するニーズへの対応も望まれている。

（イ）図書館

当市には、4つの町ごとに図書館を設置しており、それぞれの施設に図書館司書を配置している。そのうち、3施設は施設の老朽化が進行しており、また、UD化もされていないため、利用者の安全かつ快適な利用に支障を来していることから、適切な改修が必要となっている。

なお、大矢野森記念図書館については、特に老朽化が激しいため解体し、（仮称）新大矢野図書館を整備し、機能移管を行う予定である。

（ウ）公民館

当市には、行政区ごとに13の地区公民館を設置しており、それぞれの公民館において、生涯学習や健康推進の活動等の公民館事業を実施している。しかし、施設の老朽化が進行しており、また、バリアフリー化

などの改修も一部にとどまっており、利用者の安全かつ快適な利用に支障を来していることから、適切な改修が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育関連施設

(ア) 校舎

児童生徒数の減少により、学校の小規模校化が進む中で、より望ましい教育環境を提供するため、保護者や地域の理解を得ながら、学校規模適正化を進め、併せて校舎の整備を行っていく。

校舎の老朽化対策については、上天草市公共施設等総合管理計画を踏まえ、令和3年2月に策定した学校施設の個別施設計画である学校施設長寿命化計画に基づき年次整備を実施していく。

学校環境については、熱中症の予防や授業に集中できる安全で快適な学校環境を整備し、児童生徒の健康維持及び学力向上を図るため、空調設備の設置並びにトイレの洋式化を推進していく。

情報教育環境については、ICT機器を積極的に活用し、情報教育をより一層推進していく。

(イ) 屋内運動場

屋内運動場の老朽化対策については、校舎同様、学校施設長寿命化計画に基づき年次整備を実施していく。

(ウ) 水泳プール

プールの老朽化対策については、学校規模適正化の進捗状況を踏まえながら、適切な整備を実施していく。

(エ) 教職員住宅

教職員住宅について、利用者数の推移を基に必要戸数の見直しを行い、近年入居がない住宅及び大規模な改修が必要な住宅は計画的に取壊しを進めていく。

(オ) 給食施設

給食施設の改修については、学校規模適正化の進捗状況を踏まえながら、学校施設長寿命化計画に基づき、年次整備を実施していく。

イ 集会施設、体育施設等

(ア) 体育施設

市民の社会体育施設に対するニーズを的確に把握し、老朽化や機能低下に対して、適切な日常管理と計画的な維持改修に加え、利用者の多様なニーズに対応するための初期機能の水準を上回る改修を行いながら、指定管理者制度の導入による、効率的かつ安全・信頼性のある管理運営を継続して行う。

社会体育施設の有効利用を促進するために、今後も合宿や各種競技会、全国大会の誘致を積極的に進める。

(イ) 図書館

市民の図書館に対するニーズを的確に把握し、老朽化や機能低下に対して、適切な日常管理と計画的な維持改修、(仮称)新大矢野図書館整備に加え、利用者の多様なニーズに対応するため、効率的かつ安全・信頼性のある管理運営を継続して行う。

(ウ) 公民館

市民の公民館に対するニーズを的確に把握し、老朽化や機能低下に対して、適切な日常管理と計画的な維持改修に加え、利用者の多様なニーズに対応するための初期機能の水準を上回る改修を行いながら、効率的かつ安全・信頼性のある管理運営を継続して行う。

(3) 計画

持続的发展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の 振興	(1) 学校教育 関連施設			

校舎	上小学校校舎改築事業	上天草市	
	中南小学校校舎改築事業	上天草市	
	今津小学校校舎耐力度調査事業	上天草市	
	今津小学校校舎改築事業	上天草市	
	大矢野中学校校舎耐力度調査事業	上天草市	
	大矢野中学校校舎改築事業	上天草市	
	維和小学校校舎改修事業	上天草市	
	上小学校校舎改修事業	上天草市	
	中南小学校校舎改修事業	上天草市	
	阿村小学校校舎改修事業	上天草市	
	今津小学校校舎改修事業	上天草市	
	姫戸小学校校舎改修事業	上天草市	
	大矢野中学校校舎改修事業	上天草市	
	姫戸中学校校舎改修事業	上天草市	
屋内運動場	中北小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
	上小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
	今津小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
	登立小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
	維和小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
	龍ヶ岳小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
	湯島中学校屋内運動場改修事業	上天草市	
	阿村小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
	姫戸小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
水泳プール	中南小学校水泳プール改修事業	上天草市	
	龍ヶ岳小学校水泳プール改修事業	上天草市	
	上小学校水泳プール改修事業	上天草市	
	姫戸小学校水泳プール改修事業	上天草市	
	大矢野中学校水泳プール改修事業	上天草市	
教職員住宅	教職員住宅解体事業	上天草市	
給食施設	大矢野中学校給食調理場改修事業	上天草市	
	今津共同調理場改修事業	上天草市	
	大矢野給食センター建設事業	上天草市	
(3) 集会施設、 体育施設等			
体育館	社会体育施設営繕事業	上天草市	

		大矢野総合スポーツ公園営繕事業	上天草市	
		松島総合運動公園営繕事業	上天草市	
		大矢野総合体育館改修事業	上天草市	
		龍ヶ岳体育館改修事業	上天草市	
		教良木河内山村広場体育館改修事業	上天草市	
		樋合体育館改修事業	上天草市	
		樋島体育館解体事業	上天草市	
		大道体育館解体事業	上天草市	
	図書館	新大矢野図書館建設事業	上天草市	
		大矢野図書館改修事業	上天草市	
	公民館	公民館改修事業	上天草市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	スポーツ活動事業	上天草市	
		上天草市体育協会支援事業	体育協会	補助金
		天草パールラインマラソン大会実施事業	委員会	補助金
		全国大会出場支援事業	上天草市	補助金
		スポーツ等合宿誘致事業	協議会	補助金
		体育施設長寿命化計画策定事業	上天草市	
		公民館施設長寿命化計画策定事業	上天草市	
	義務教育	I T教育推進事業	上天草市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育関連施設について、第2期公立学校規模適正化基本計画に基づき施設規模及び配置の合理化に取り組んでおり、今後も学校規模の適正化を推進していく。また、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に更新・改修等を行っていく。併せて、各施設の耐震性はもとより耐力度調査等を実施し、所要の耐力度点数に達しない場合は、対策の検討を行い、計画を策定・実施する。

体育施設について、個別に長寿命化計画を策定・実施し、維持管理コストの縮減や平準化に取り組む。また、中長期的な視点をもって施設の適切な管理・運営を行うとともに、学校・集会施設等の類似施設の有効活用を図り、効率的かつ経済性のある運営を推進する。

図書館について、4施設を有しており、そのうち姫戸図書館は平成28年度に新築した姫戸統括支所に併設したところであり、大矢野森記念図書館については（仮称）新大矢野図書館に移設し、令和5年度に開館予定である。

公民館については、13の地区公民館を有しており、個別に長寿命化計画を策定し、維持管理コストの縮減や平準化に取り組む。また、中長期的な視点をもって施設の適切な管理・運営を行う。

また、市民のニーズが多様化していることから、施設のあり方について検討を行うとともに、老朽化が著しい施設については、可能な限り機能低下を抑制するための対策を講ずる。

10 集落の整備

【方針】

当市において、集落の状況は、過疎化・少子化による後継者不足などにより、生活共同体としての自治機能が低下している。当市の活性化、地域の持続的発展には、集落機能の維持・振興は欠かすことができないものであり、長期的展望に立った施策の展開が必要である。

（１）現況と問題点

当市においては、過疎化・少子高齢化の進行により、地域活力が低下していることから、地域の活性化を目的として、平成22年度から自助自立のまちづくりを推進する地域団体やNPO法人等のスタートアップ等を支援しているところであるが、近年の申請件数は低調となっている。

また、当市の小集落においては、従来集落が果たしてきた相互扶助による自治機能の維持が困難になっていることから、集落間の連携強化や集落の合併・併合などの集落のあり方等について市民の意向や市の長期的展望を踏まえながら十分な検討を行っていく必要がある。

（２）その対策

地域づくりについて、住民や団体等が主体となって行うまちづくりについて、スタートアップ等を支援する助成金の交付及び地域リーダーの育成等の側面的支援を引き続き実施する。

今後も集落を維持するため、集落生活圏における買い物支援や生活交通の維持・確保、ICTを活用した新たな取組など持続可能な地域づくりについて検討していく必要がある。

また、地域の合意に基づく集落ネットワーク圏の形成を含む小さな拠点の

形成や集落支援員及び地域おこし協力隊の受入れ等を推進する。

これと併せて、若者の定住促進やU J I ターン者の新たな受入れの場としての整備や、グリーン・ツーリズムなどの都市との交流事業の核としての体制整備についても、地域の自然や伝統との調和を図りながら検討していく。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の 整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業	まちづくり推進事業	上天草市	補助金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備について、小さな拠点を核とした集落ネットワーク圏の形成に当たり、その活動拠点となる自治公民館の老朽化が著しく進行していることから、これに代わる施設の選定も検討事項の一つと考える。

このことから、代替施設として、公共施設及び文教施設、更には閉鎖した民間施設等の活用を含めた検討を地域住民と行い、地域と一体となって持続可能な集落の整備を推進していく。

1 1 地域文化の振興等

【方針】

郷土の自然や文化にふれる学びの機会を創出し、ふるさとへの愛情と誇りを育てる事業を推進する。

(1) 現況と問題点

上天草市の先人たちが育み、継承してきた自然・歴史・民俗・文化を保護し、次の世代へ啓発していくことが今の世代の大きな責任である。

その中で、市民が質の高い文化にふれられる場として文化協会主催による文化祭が春と秋に2回実施されており、市としては活動に対して補助金を交付している。

また、地域の伝統行事や祭の継承を行う伝統文化継承団体の支援を行うとともに、文化財保護委員会を中心に歴史資料等の整理・保存を促進している。併せて、未着手地域だった姫戸・龍ヶ岳町地域の市史編さんを進めている。

しかしながら、文化協会の会員数の減少や各地域の人口減少に伴う伝統文化継承団体の担い手不足が深刻化しており、地域の伝統行事の実施が困難な状況になっている。

(2) その対策

文化協会の会員数の減少や各地域の人口減少に伴う伝統文化継承団体の担い手不足が深刻化している中、春と秋の文化祭や自主文化事業、伝統文化継承団体の支援などの事業について、多くの人材と時間を要することから、実施が極めて厳しくなってきた。当市は、地域の伝統文化を後世へ継承していくため、伝統文化継承団体に対し、担い手の確保・育成のための支援を行う。

市内に残る文化財については、文化財保護委員会をはじめ市民の協力を得ながら、学芸員や専門調査員による調査を進め、文化財の保存整備及び活用に努める。併せて、市史編さん事業については、令和3年3月31日に発刊した中世編及び近世資料集1～3巻の周知・販売を行い、令和3年度中に発刊予定の他6編についても順次発刊作業を進め、発刊後は周知・販売を行う。また、市史で利用した文書・古い民具等の歴史資料や郷土・行政資料の収集・整理・保存を促進し、事業を進めていく。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	文化財保護事業	上天草市	
		市史編さん事業	上天草市	
		文化振興事業	上天草市	
	基金積立	伝統文化継承基金	上天草市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化振興施設について、個別に長寿命化計画を策定し、更新・改修等を行う。また、地域文化の継承に当たり、その活動の場として廃校舎を活用するなど、施設の有効活用について検討を行う。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

【方針】

太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及に係る補助金などの情報を一元化し、市民、事業者が行う設備などの設置・更新に対する支援を行う。

また、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

(1) 現況と問題点

地域から排出される温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素は、主に石油・石炭などの化石燃料の燃焼により発生していることから、省エネルギー化を積極的に進め、化石燃料の消費を削減することが必要である。地域社会を構成する市民、事業者及び行政の各主体が相互に協力・連携し、市民生活や事業活動が温室効果ガス排出・地球温暖化と密接な関係があることを踏まえ、省エネルギー化に取り組んでいくことが重要である。

また、各主体が省エネルギーに取り組むことは、化石燃料の代替エネルギーとなる再生可能エネルギーを活用することも温室効果ガスの削減に有効である。我が国は、全エネルギーの8割以上を石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料でまかない、その大部分を海外からの輸入に頼っており、エネルギー問題の観点からも、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入・利用促進することが必要である。

当市の地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入については、市民・事業者などへの再生可能エネルギー導入に関する様々な啓発等を行うことで、更なる普及を推進していく。

(2) その対策

当市では、地球温暖化防止への貢献の一つとして、住宅用の太陽光発電システムの導入に係る助成を行い、市民の再生可能エネルギーの活用を促進し

ている。今後も、家庭における省エネルギー設備等の導入の需要は高まっていくものと考えられるため、これらの設備の導入に対し、継続して支援を行っていく。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	上天草市	補助金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住定住促進事業	上天草市	施策の効果は将来に及ぶ
3 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	水産物供給基盤機能保全施設定期点検（見直し）事業	上天草市	施策の効果は将来に及ぶ
		漁港海岸施設定期点検（見直し）事業	上天草市	
		上天草港海岸施設定期点検及び長寿命化計画更新業務委託	上天草市	
		上天草港港湾施設定期点検及び維持管理計画更新業務委託	上天草市	

	農道橋保全計画策定事業	上天草市	
	営農促進対策事業	受益者	
	単独耕地事業	受益者	
	農地海岸長寿命化計画策定事業	上天草市	
	松くい虫防除（地上散布）事業	上天草市	
	松くい虫伐倒駆除事業	上天草市	
	特定森林再生事業（衛生伐）	上天草市	
	森林整備地域活動支援交付金事業	上天草市	
	森林環境保全整備事業	上天草市	
	くまもと間伐材利活用推進事業	上天草市	
	間伐等森林整備促進対策事業	上天草市	
	有害鳥獣駆除事業	上天草市	
	市有林間伐事業	上天草市	
	森林山村多面的機能発揮対策事業	上天草市	
	商工振興対策事業	上天草市	
	農林水産物販路拡大事業	上天草市	
	6次産業化推進事業	上天草市	
	農林水産物ブランド化推進事業	各種団体	
	工場等設置奨励事業（企業立地促進及び雇用促進）	上天草市	
	アウトドア推進事業	上天草市	
	外国人観光客誘致事業	上天草市	
	総合観光プロモーション事業	上天草市	
	おもてなし推進事業	上天草市	
	観光施設維持管理事業	上天草市	
	前島観光拠点施設維持管理事業	上天草市	
	天草四郎ミュージアム管理事務事業	上天草市	
	宮津地区開発調査検討事業	上天草市	
	工場等設置奨励事業（企業立地促進及び雇用促進）	上天草市	
	海運振興対策事業	上天草市	
	中小企業、商工業設備投資資金利子補給事業	上天草市	
	電子申請可能業務の拡大	上天草市	

4 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	市民向けメディアリテラシー講習会	上天草市	施策の効果は将来に及ぶ
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	路線バス運行対策事業	民間	施策の効果は将来に及ぶ
		離島航路維持事業	民間	
		空路交通維持事業	民間	
		乗合タクシー運行事業	民間	
		農道橋保全対策計画策定事業	上天草市	
		橋りょう点検事業	上天草市	
		道路防災点検事業	上天草市	
		道路トンネル点検事業	上天草市	
6 生活環境の整備	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	防災管理事務事業	上天草市	施策の効果は将来に及ぶ
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	家庭児童相談員事業	上天草市	施策の効果は将来に及ぶ
		婦人相談員事業	上天草市	
		延長保育事業	上天草市	
		障害児保育事業	上天草市	
		病児・病後児保育事業	上天草市	
		広域利用施設型給付事業	上天草市	
		私立保育園施設型給付事業	上天草市	
		地域子育て支援拠点事業	上天草市	
		こども未来館運営管理事業	上天草市	
		子育て短期支援事業	上天草市	
		地域活動保育事業	上天草市	
		放課後児童健全育成事業	上天草市	
		ファミリー・サポートセンター事業	上天草市	
		児童手当支給事業	上天草市	
		子ども医療費助成事業	上天草市	
		児童扶養手当支給事業	上天草市	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	上天草市	
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	上天草市	
		母子家庭自立支援給付金事業	上天草市	

		保育補助者雇上強化事業	上天草市	施策の効果は
		保育体制強化事業	上天草市	
		新型コロナウイルス感染拡大防止事業 (児童施設費措置費)	上天草市	
		敬老行事事業	上天草市	
		在宅高齢者安心生活支援事業	上天草市	
		住宅改造助成事業	上天草市	
		老人クラブ活動等事業	上天草市	
		高齢者等の生活支援事業	上天草市	
		シルバー人材センター活動等事業	上天草市	
		社会福祉施設管理事業	上天草市	
		障害福祉事業	上天草市	
		身体障害者補装具交付事業	上天草市	
		自立支援医療（更生医療・育成医療） 給付事業	上天草市 上天草市	
		住宅改造助成事業（障害者）	上天草市	
		重度心身障害者医療費助成事業	上天草市	
		福祉手当支給事業	上天草市	
		障害者自立支援事業	上天草市	
		障害者地域生活支援事業	上天草市	
		自殺対策事業	上天草市	
		母子保健事業	上天草市	
		乳幼児健康診査事業	上天草市	
		未熟児養育医療給付事業	上天草市	
		歯科保健事業	上天草市	
		健康教育事業	上天草市	
		健康診査事業	上天草市	
		訪問指導事業	上天草市	
		予防接種事業	上天草市	
		交流センター事業	上天草市	
9 教育の 振興	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業	スポーツ活動事業	上天草市	
		上天草市体育協会支援事業	体育協会	
		天草パールラインマラソン大会実施事 業	委員会	
		全国大会出場支援事業	上天草市	

		スポーツ等合宿誘致事業	協議会	将来に 及ぶ
		体育施設長寿命化計画策定事業	体育施設 長	
		公民館施設長寿命化計画策定事業	上天草市	
		IT 教育推進事業	上天草市	
10 集落の 整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業	まちづくり推進事業	上天草市	施策の 効果は 将来に 及ぶ
11 地域文 化の振興等	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業	文化財保護事業	上天草市	施策の 効果は 将来に 及ぶ
		市史編さん事業	上天草市	
		文化振興事業	上天草市	
	基金積立	伝統文化継承基金	上天草市	
12 再生可 能エネルギ ーの利用の 促進	過疎地域持続的発 展特別事業	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	上天草市	施策の 効果は 将来に 及ぶ